

会議名 予算特別委員会（第1日）

開催日時 平成25年3月11日（月） 午前10時00分～午後4時22分

会場 第5会議室

1 出席者

2番 黒川美克、 3番 柳沢英希、 5番 柴田耕一、
7番 杉浦辰夫、 9番 北川広人、 11番 鷺見宗重、
13番 磯貝正隆、 15番 小嶋克文

2 欠席者

なし

3 傍聴者

浅岡保夫、幸前信雄、杉浦敏和、鈴木勝彦、内藤とし子、
内藤皓嗣、小野田由紀子

4 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長

企画部長、人事GL、地域政策GL、地域政策G主幹、経営戦略GL
総務部長、行政GL、財務GL、情報GL

市民総合窓口センター長、市民窓口GL、市民生活GL、税務GL、
税務G主幹

福祉部長、福祉企画GL、地域福祉GL、介護保険GL、保健福祉GL
こども未来部長、こども育成GL、こども育成G主幹

文化スポーツGL、文化スポーツG主幹

都市政策部長、都市整備GL、都市整備G主幹、都市防災GL、
上下水道GL、地域産業GL

学校経営GL、学校経営G主幹

会計管理者

監査委員事務局長

5 職務のため出席した者

事務局長 書記 1 名

6 付託案件

議案第 2 2 号 平成 2 5 年度高浜市一般会計予算

議案第 2 3 号 平成 2 5 年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 2 4 号 平成 2 5 年度高浜市土地取得費特別会計予算

議案第 2 5 号 平成 2 5 年度高浜市公共下水道事業特別会計予算

議案第 2 6 号 平成 2 5 年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算

議案第 2 7 号 平成 2 5 年度高浜市介護保険特別会計予算

議案第 2 8 号 平成 2 5 年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 2 9 号 平成 2 5 年度高浜市水道事業会計予算

7 会議経過

議会事務局長 本日は、去る、3月8日の本会議で予算特別委員会が設置され、本委員会に付託されました議案第22号から議案第29号までの全8議案につきまして、審査をしていただくことになりました。つきましては、高浜市議会委員会条例第10条第2項の規定により磯貝正隆委員に臨時委員長を、お願いを申し上げます。

臨時委員長挨拶

市長挨拶

委員長選出

委員長の選出方法を投票による方法と指名推選による方法のいずれによ

って選出するかを諮る。

(指名推選の声あり)

委員長に、杉浦辰夫委員を指名

委員長挨拶

副委員長選出

副委員長の選出方法を投票による方法と指名推選による方法のいずれによって選出するかを諮る。

(指名推選の声あり)

副委員長に、柳沢英希委員を指名

副委員長挨拶

(正副委員長日程調整のため、休憩)

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。日程につきましては、ただいま副委員長と協議しました結果、本日は、一般会計の質疑を行い、明日は、特別会計と企業会計の質疑を行い、質疑終了後、当初予算議案に対する採決をしまいたいと思います。なお、本日、委員の慎重審査が予定より早く進んだ場合には、引き続き、議案第23号以後の質疑に進みたいと思いますので、よろしく御協力のほど、お願い申し上げます。また、委員会の円滑なる運営のため、総括質疑との重複を避けていただき、質疑についてはまとめて行っていただくとともに、質疑漏れのないよう、また、

発言は、議題の範囲を超えないようお願いいたします。また、質疑に当たりますには、ページ数をお示ししていただき、必ず、マイクを使って的確をお願いいたします。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてありますが、本件については、委員長からの御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の3番、柳沢英希委員を指名いたします。ただいまから、予算特別委員会に付託されました案件の審査を行います。案件は、すでにお手元に配布されております議案付託表のとおり、議案第22号から議案第29号までの8議案であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますので、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。なお、質疑漏れにつきましては、一般会計の質疑終了後と特別会計及び企業会計の質疑終了後に、質疑漏れの部分について、質疑を許可することといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。よろしくをお願いいたします。また休憩中等に当局の説明員が席を移動する場合がありますので、御了承ください。これより議案付託表の順序に、会議を行いま

す。その前に当局から説明を加えることがあれば、お願いいたします。

総務部長 特にございません。

委員長 これより質疑に入ります。なお、質疑に当たりましては、一般会計は歳入、歳出ともに、款ごとに行ってまいります。特別会計及び企業会計につきましては、議案ごとに歳入、歳出一括にて質疑を行ってまいりますので、質疑漏れのないように、よろしくお願いいたします。

《質疑》

議案第22号 平成25年度高浜市一般会計予算

〈歳入〉

1 款 市税

委員長 1 款、市税について質疑を行います。

問（3） 説明書の60ページ、61ページ、62ページの市税、1 款、市税のところなんですけども、徴収の部分で毎年毎年職員の方々には一生懸命やっていたらいるんですけども、税収をしっかりと確保してくために、どのように平成25年度行っていくのか、お話いただければと思います。

答（税務） 税収確保に向けた取り組みということでございますが、平成25年度の予算編成におきまして、財政基盤の強化ということで、税負担の公平性の確保につなげる事業を重点施策に掲げております。このことから、これまでの取り組みを、より一層強化に進めてまいりたいと思っております。とりわけ、平成25年度につきましては、三つのことを重点におきまして、取り組んでまいりたいと思っております。まず一つ目は、市税徴収員を現在1名おりますが、3名に増員をいたしまして、現年分の滞納発生への早期対応に努めて、滞納者の常習化をなくすとともに、実態把握に

努めてまいるものでございます。次に二つ目が、平成23年度より発足をいたしました、西三河の滞納整理機構でございます。この滞納整理機構につきましても、確実に成果を上げていることから、3年目になる平成25年度につきましても、引き続き徴収困難案件を引き継ぎ、税収確保に努めてまいります。三つ目といたしましては、昨年7月に県が主体となって、個人市民税の特別徴収の推進協議会が立ち上がっております。県と県内の市町村が連携協力して、特別徴収の推進に取り組むものでございます。この推進により徴収率の向上に向けて、取り組んでまいる所存でございます。

問（3） それでは、市税徴収員に3名増員というお話が一つ目にありましたけども、その取り組みと滞納整理機構の今年度の状況を、御説明いただきたいと思っております。

答（税務 主幹） まず、滞納整理機構のほうなんですけども、平成25年1月末日現在の数字ではございますが、徴収金額は、1,999万円でございます。徴収率は、45%となっております。まだ、途中なかではございますが、最終的には50%超となる見込みでございます。昨年度の最終が、38%でございましたので、かなりの徴収率を上回っておると思っております。次に、市税徴収員3名の体制による取り組みでございますが、職員が担当するそれぞれの地区に市税徴収員を配置し、職員と連携を図りながら、市税徴収員は、電話による催告及び過年度、現年分に加えた、臨戸訪問を中心に行ってまいります。一方で職員は、債権者として行うべく、督促、差し押さえ及び時効管理を重点に行うものでございます。

問（3） 滞納整理機構の設置期間が3年というお話を伺っておりますけども、平成25年度でちょうど3年を迎えるんですけども、その後というのは、どういうふうになって行くのか、教えていただけたらと思っております。

答（税務） 言われますとおり、来年度で当初予定をしておりました、3年が経過するというところでございますが、当初、機構につきましても、長期に渡る設置は、県や機構への依存につながり、分権改革の趣旨からも、一定期間において行われるものと考えており、3年と定めたところでござ

いますが、なお、その継続等につきましては、協議をして次の継続をするかということ判断するということでございますので、来年度、平成25年度に協議は、その予定をされておりますので、その場で各市、県と協議をしまして、検討してまいりたいということを思っておりますので、よろしく申し上げます。

問（3） 最後にもう一つ、ちょっと質問をさせていただきたいんですけども、愛知県だけではなく他県でも滞納整理機構、設置がされていると思うんですけども、愛知県よりも早い段階で設置されているところも、もう3年迎えたりともしていると思うんですけど、他県等は、また3年経っても引き続きやられているのか、なくなってしまうところがあるのかどうかとか、そういうところも、ちょっと御説明をいただけたらと思います。

答（税務 主幹） 各県、それぞれのやり方ではございますけども、現在において、滞納整理機構をつくって、それがやめられたという話は聞いておりません。

問（15） 同じく、今の61ページですね。市民税の現年課税分のところですけども、今、若干ちょっと重なるかもわかりませんが、この平成23年度、平成24年度、平成25年度と、徴収率が、平成23年度は、94.7%、平成24年度が、95.5%、それから平成25年度が、96.5%、これ年々徴収率が上がっております。この一つ要因とですね。それから、今、徴収員が1名から3名、それから滞納整理機構も使っておるということでお話がありました。ところが、今度は滞納繰越分を見ますと、これはある面、裏返しになるのかわかりませんが、平成23年度が、17.7%、平成24年度が、16.0%、平成25年度が、15.5%、かなりこれ下がっております。だから、今、特に平成25年度、今、お話がありましたように、徴収員がふえ、また、滞納整理機構も使っているのに、この平成25年度が、15.5%というのは、ちょっと何か低いんじゃないかという気もしますので、ちょっとそこら辺のことを、答弁、お願いいたします。

答（税務） まず、徴収率の関係でございます、95.5%から徴収率96.5%と1ポイント増ということをごさしていただいております。これは、当税務でつくっております、収納計画というものがございまして、その収納計画におきまして、前年度実績の0.5%の増を目指しておりますことから、平成24年度の決算見込みにおきまして、96.0%という見込みが出ております。この96.5%から0.5%の徴収率の向上を目指すということで、平成25年度につきましては、96.5%とさせていただきます。滞納繰越分の徴収率。これが下がっているということでございますが、この滞納繰越分の徴収率につきましては、算出におきましては、平成22年度、平成23年度の決算実績率ですね。実績率に加えて、平成24年度の見込みの収納率を見込んで平均で算出をしていることから、このような社会情勢につきまして、若干減ったというところでございますので、よろしく願いいたします。

問（2） それでは、2点ほどお伺いしたいと思います。60ページの個人市民税のほうですけれども、平成24年度予算額では24億8,899万3,000円で、これが、平成23年度から平成24年度では4,650万6,000円の増ですが、失礼いたしました。平成24年度の予算額、24億8,899万3,000円で、4,650万6,000円の増となっておりますけれども、失礼いたしました。平成25年度の予算額が、25億3,549万9,000円ですね。それで、平成24年度の予算額が24億8,899万3,000円で、4,650万6,000円の増ですが、平成24年度と平成23年度では、平成23年度の予算額の22億7,193万4,000円で、平成23年度よりも2億1,705万9,000円増加しているんですけれども、今回、平成25年度では、4,650万6,000円の増となって、前年度よりも増加額が少ないんですけれども、その理由を教えてください。もう1点、法人税ですけれども、平成25年度予算が、5億3,875万8,000円に対して、平成24年度予算は、4億4,231万6,000円で、9,644万2,000円の増

となっているわけですが、その理由をお教え願います。

答（税務） まず、個人市民税のほうで、平成23年度から平成24年度がふえているということですが、この平成23年度から平成24年度の増につきましては、まず、納税義務者数がふえたということと、1人当たりの平均所得額をみましても、平成23年度から平成24年度は、若干ふえております。ということと、さらに、税制改正におきまして扶養控除の見直しがされております。年少扶養控除の廃止等によります平成23年度から平成24年度は、増という予算をつくらせていただいたところですが、では、平成25年度が、少し伸びが悪いのではないかとということですが、この平成25年度につきましては、まず、納税義務者数が減というのが一つ挙げられます。それと、そういう今の海外情勢、それから企業も大分平成24年につきましては影響が出まして、なかなか思うような企業の収益というのが上がってないという情勢ですが、平成24年につきましては、ここ愛知県では、自動車産業関連が中心になりまして、見込みでおきましても、平成24年の企業の収益は、平成24年度通期を通して、収益が顕著に上がるという見通しであることから、平成24年の個人の所得につきましても、平均で、0.5%ほど増となっておりますということを試算いたしまして、若干、平成24年度より平成25年度の伸びがあるということですので、よろしく願いいたします。それから法人のほうでございます。法人のほうにつきましては、これも昨今の景気後退におきましては、リーマンショックに匹敵する落ち込みと言われるほどでございますが、まだまだ先行き不透明な経済情勢の中で、先をなかなか予測をして税収をみるというのが困難ということですので、平成25年度の予算に、法人市民税の予算につきましては、市内の大手12社、法人市民税のほうで8割ほど、この12社で占めておられるわけですが、その12社の過去3年の平均を取りましたところ、平成24年の見込みを入れまして、堅実に推移をしておるということで、前年に比較しまして、9,600万円ほど増額をさせていただいたという

ことをございますので、よろしく願いいたします。

問（１１） 先ほど年少控除が、平成２４年度はなくなったという答弁ありましたがけれども、これの影響額。平成２４年度、平成２５年度の影響した額をお願いしたいと思えますけれども。

答（税務） ただいまの御質問は、年少扶養控除の廃止に関する影響額ということによろしかったですか。この年少扶養控除の廃止につきましては、平成２２年の税制改正におきまして、平成２４年度以降の１６歳未満の年少扶養控除の廃止と、それから特定扶養親族におけます、１６歳から１９歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分の廃止ということをございます。平成２４年度の扶養控除の見直しによる影響額につきましては、１６歳未満の扶養控除の廃止の対象者、約７，０００人ほどをございまして、影響額につきましては、１億４，０００万円ほどと見込んでいるところをございます。

問（１１） 平成２４年度は、平成２４年度ですか。これ、平成２５年度ですか。

答（税務） 平成２４年度。平成２５年度は、見込みでございしますが、同じくらいな金額が出ているということをございます。

問（１１） これ子供１人で計算しますと、１万９，８００円ぐらいになるかと思えますけれども、これ、こうした、特に子育て世代にふえる傾向になっていきますけれども、この予算編成、平成２４年、平成２５年に対しての、予算編成に当たって、この方たちに配慮されたものがあれば、お答えください。平成２５年度の今回の配慮された政策なり、何かあったら、お答えいただきたいと思えます。

答（こども育成） 保育料の関係でございしますが、これは平成２４年度も同じでございしますが、年少扶養控除の関係で、保育料がそのまま計算しますと上がってしまいます。そこで保育料を、年少扶養控除を廃止される前の状態に所得を計算しまして、そこで調整して保育料を従年と同じような形にしておりますので、ある意味、そういった意味で年少扶養控除の対

策として、保育料のほうでは対策を行っておりますので、よろしくお願ひ
します。

問（15） 63ページですけれども、市のたばこ税の件でお伺ひいたしま
す。今回、平成24年からの約18%増の見込みがされておりますけれども、
平成24年から平成25年比べますと、税率がこれ上がっております。税
率が。税率が上がっているのにも関わらず、やはり売れるというか、本数
も若干これふえてるよう見込んでありますけれども、普通から考えると、
税率が上がれば多少下がるんじゃないかというふうに考えるんですけれど、
この税率が上がっても、やはり売れる本数を見込んで、あの多く見込んで
いる、この根拠をすいません、お願ひいたします。

答（税務） たばこ税の関係で、本数がふえているということで、どうし
てかということにつきましては、私どもも、何でふえたのかなということ
で大変、あの、実はですね、平成22年、平成23年と、たばこの本数は
ずっと減ってきていたんですね。平成22年10月から、一旦、たばこ税
が上がりましたんですね。それで、たばこ税が上がったときから本数が
減ってきていたんですけど、この平成24年の実績をみますと、本数が、
またふえてきている状況でございまして、そういったことの実績の見込み
を踏まえたところ、予算で、本数はふやしていただいたということの状況
でございまして、私どもも、何でこうふえたのかなというのは、ちょっ
と、いまいよくわからないですけど、そういった実績見込みで上げさせ
てもらっておりますので、よろしくお願ひいたします。

問（15） ちょっと、わかったような、わからないようなあれですけど
も、もう1点ですね。今、市内にはパチンコ店がかなりありますけれども、
パチンコ店で景品でたばこに替えますね。この場合は、これ高浜の市税に
なるのか、または、やはりパチンコの本店があるところに、これは市税に
なるのか、そこら辺はどうですか。

答（税務） たばこ税につきましては、市内で販売したものにつきましては
は、市の税に入ることとございまして、よろしくお願ひいたしま

す。

問（１１） 先ほどのたばこ税ですけども、税率が変わったっていうのもあると思うのですけども、これは、何か制度が変わったとかそういうことがあるんですかね。

答（税務） たばこ税の税率の引き上げにつきましては、以前税制改正のところでもお話させていただきましたが、法人税が、５％下がったということで、市町村にも大分影響があるという配慮から、県のたばこ税の税率を、一部市の方の税率に上乘せをしていただくということで、税率が変わっておりますので、その分、増額になったということでございますので、よろしくお祈いします。

問（１１） 去年その説明は聞きましたけど、去年も変わって、今年も変わるということでしょうか。

答（税務） 去年も変わって、今年もではなくて、一応、去年、平成２５年から影響しますよということで、御説明をさせていただいたというものでございます。

問（１１） はい。わかりました。もう一つ、都市計画税のことですけども、これは、高浜、０．３％の税率ということなんですけども、全国の都市計画税の課税状況をつかんでいけば、お示してください。

答（税務） 全国の状況ということでございますが、全国の市で申し上げますと、全国で５３６市ございます。そのうち、制限税率であります０．３％採用が、２８８市、５３．７％でございます。それで、制限税率以下が、２４８市、４６．３％という全国の市の状況でございます。

問（１１） 全国の半分ぐらいが、何らかの形で下げている、または、やめている状況ではないかなというふうに思います。それで、これについて、やはりこういう今の不況の情勢で、やはり下げることが、やはり大切なことで、下げるべきというふうに考えますけども。また、いつまでこれ課税するのか、お答えください。

答（税務） 全国の平均見ますと、半分ぐらいが下げているところ

でございますが、県下の状況でいいますと、54市町村中の43市町村が都市計画税を課税しております。それで、そのうち、0.3%、使っているのが、32市町村、74%ほどが0.3%で、県内の状況でございます。下げたらということでございますが、都市計画税につきましては、再三御説明をさせていただいておりますが、都市計画事業の費用に充てるという目的税というものでございますので、下水道を始めといたしました、都市施設の整備を実施している中で、重要な財源の一つでございます。こういった、まだまだ、平成23年度の実績においても充足率というのが、86.9%という中で、今後、都市計画税が、そういった使われる事業、上回るような状況がきましたら、当然のことながら検討も必要かということをおもっておりますので、御理解いただきたいと思っております。

問（11） それから、ちょっと戻りますけども、61ページの1款、1項、1目の、あの2目の法人市民税の関係ですけども、去年よりふえているという、法人税割がふえているという状況ですけども、これは、どのように分析されているのか、お答えください。

答（税務） 法人税につきましては、先ほどらいも申し上げましておりますが、平成24年の日本経済というものが、海外経済の減退等々、企業にも大きな影響を及ぼしておるところでございますが、しかしながら、年度全体で考えると、収益は上期を通じまして、自動車産業の顕著な推移ということで、年度全体では改善が維持をされておるという状況の中で、本年の1月末の法人市民税の状況をみてみますと、6億8,000万円ほど1月末現在で実績見込みで入っておりますが、対前年度比で3,900万円ほど増という状況でございます。先ほども申し上げましたが、なかなか先を見通して予算を立てるとというのが、なかなかちょっと状況が不透明なところがございまして、法人につきましては過去の実績等も踏まえまして、平成24年の見込みを踏まえまして算出をさせてもらった結果が、各企業さんの堅実な推移によりまして、9千万円ほどの増額をさせていただいたというところがございますので、よろしく申し上げます。

問（11） それで、特別というか、その、1号法人から9号法人ありますけれども、これについての分析というか、この段階によって変わっているとかが、そういう顕著なところはありましたか。そういう分析はされましたか。ちょっと、教えていただきたいんですけども。

答（税務） 法人数と号数につきましては、平成24年度から平成25年度の見込みにおきまして、目立ったところは、7号法人が7社減という状況でございます。この10億円以上の今の7号法人の7社の減というのが、今の経済状況等々を反映をされたことによるものだと思いますが、実際、当市の法人をみますと、1号法人で7割占めております。小さな会社というんですかね、比較的小さな法人さんが非常に多くて、この小さな多い法人の状況につきましては、あまり浮き沈みが少ない。平均的で推移をしておるといところから、今の社会情勢の影響を受けるのは、7号法人以上の大きな法人ではないかなということをおもっております。そういった分析の結果をしておりますが。

問（11） いただいた資料の中で、人口5万人以下の自治体の超過不均一課税をしている自治体が48%あるというふうに出てますけども、新たな財源として適用すべきと考えますけども、不均一課税についてね、いかがでしょうか、そういう考えはありませんかね。

答（税務） 考えておりません。

問（11） でも、市長の市政方針演説の中にも、厳しい財政状況も含めてというふうに話されていますので、そういう点では、有効な財源確保ではないかなというふうに思います。法人市民税は、法人税割と均等割がありまして、先ほどの分析でもありましたけども、税率は、12.3%、我々が提案しているのは、法人税の分で、税率、12.3%を14.7%に引き上げるもので、資本金14億円以上の企業に課税するという、超過課税するものというふうに提案しています。企業の利益に超過課税するわけですから、赤字の企業にまで課税するというわけでもないし、現在の企業の内部留保が、今、増え続けている状況であって、いわゆる貯金がふえてい

ると、そういった関係で、やはり企業のお金も還元するという意味で、税の、税金のしくみも考えていくべきだというふうに思います。それで、こういった考えもありますし、市民税の考え方について、ちょっと基本的なところで、答弁求めたいと思いますけども、よろしく申し上げます。

委員長 鷺見委員、ちょっと、質問を簡潔にお願いします。

問（11） そういう考えもあって、市長さんの考え、市政の考えもお願いしたいなというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

（市民総合窓口センター長） 鷺見委員の御質問で、先ほどから、法人市民税の関係では課税自主権のことで申されていると思いますが、この超過課税につきましても、基本的な意味、地方税法の第1条におきまして規定が定められているわけですが、先ほど、新たな税の財源確保の手段ということをおっしゃられましたが、この超過課税のそもそもの考え方は慢性的な財源不足を補うというものではございませんので、それなりの目的、通常のニーズを超える行政需要がある場合に限って、こういう超過課税をとることができるので、新たな財源という考え方では、私どもは持っておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それとまた、やはり、この基本的には、従来から申し上げておりますように、企業、あるいは事業所にとりましては、私どものこの市内の中で、いかに元気をだしていただき、事業活動を行っていただき、利益を上げていただくということが一番であるというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

問（11） 我々も、その利益を上げるというか、大企業を潰すとか、そういう考えは全くなくて、やはりこういう考え、内部留保を還元するというのを、やはり考えていかなければ、考えていって、それはもともと、景気が還元することで、市民に還元することで、景気が良くなるという考え方ですので、よろしくお願ひします。ですから、そういう考えでやってますし、先ほどでも、大変ほかの財源もというか、国保財政も大変厳しいようなことも言いわれてますので、そういう点では、今、必要なものではな

いかなというふうに思います。ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 はい、いいですか。13番、磯貝委員。

問(13) 一つ、基本的な考え方だけちょっとお願ひしたいなと思ひんですが、どれということではありませんが、今、当初予算をこうして審議をさせていただいております。実はこの後ろに補正予算が、また毎年度出てまいります。去年でも、平成24年度かな、4億近い、4億だったか、3億だったかな。補正予算が出てきています。私が、ちょっと心配するのは、ここを出さなくても、補正予算で挙げておけばいいやということはないでしょうねということが、一つ。それで当然予算ですから、追加、あるいは変更とあるのは、当たり前だと思ひていますので、新しい新規事業、補正予算でも、新規事業がありますよね。それが、前回出てきたものは、例えば、国のお金が余っているから、使ってしまうという分だとは思ひますよ。思ひますけど、一つ、この、せつかく当初予算をしっかりやられているので、その下に隠れている補正で出せばいいやということは、ないでしょうねということだけの、ちょっと確認だけお願ひしておきます。

答(総務部) 基本的には、当初予算とういうのは、やはり年間の、年間を通じた予算という考え方のもとに、歳入についても、歳出側についても取り組んでいくと。それで、やむを得ず、例えば、制度等が変化する中で、どうしても補正をしなければならないものについては、また、それは、6月、9月、12月、そういったところはございますので、そういったところで、またお願ひすることはあるかもしれませんが、原則としましては、年間を通じた、歳入歳出予算という考え方の中で取り組んでおりますので、ひとつよろしくお願ひをしたいと思います。

2款 地方譲与税

質 疑 な し

3 款 利子割交付金

質 疑 な し

4 款 配当割交付金

質 疑 な し

5 款 株式等譲渡所得割交付金

質 疑 な し

6 款 地方消費税交付金

質 疑 な し

7 款 自動車取得税交付金

質 疑 な し

8 款 地方特例交付金

質 疑 な し

9 款 地方交付税

質 疑 な し

1 0 款 交通安全対策特別交付金

質 疑 な し

1 1 款 分担金及び負担金

質 疑 な し

1 2 款 使用料及び手数料

問（15） 69 ページですけども、5 目の住宅使用料の件ですけども、今回、昨年に比べますと、市営住宅の現年分も、借り上げのほうの現年分も、市営のほうは、281 万円、それから借り上げのほうも、653 万円減になっております。この根拠といいますか、この過程を教えてください。

答（市民生活） まず、市営住宅の使用料の現年分でございますが、これは、3 月補正でもお願いをしているところでございますが、平均の家賃のほうは、これまで約2 万円だったものが、1 万8,000 円ぐらい、約2,

000円ほど下がっているものでございまして、その理由といたしましては、実は、60歳以上の世帯主の世帯が、本年の1月末現在でございまして、51.4%ということになってございまして、以後8%から9%、そういった高齢化世帯がふえていくという見込みにもとづくものでございまして、続きまして、借上住宅の使用料の現年分の減額でございまして、これは平成24年度中に返還を予定しておりますセンチュリー21にかかる分でございまして、こちらのほうにも現在入居されている方の使用料の減額ということになっておりますので、よろしく願いをいたします。

問（15） 市営住宅については、ほぼ、もうこれは満室であることではないですね、これは。それから、センチュリーが、今、これ何室ありますかね。

答（市民生活） センチュリー21のほうで、現在、22戸ございまして、そのうち入居者が、5戸という状況になってございまして。

問（15） ことしの予想ですと、何パーセントぐらいの、ごめんなさい。借り上げのほうは、何パーセントぐらいの入居を見込んでおりますか。

答（市民生活） 今年度の平成24年度末の入居率で申しますと、39.7%。その後、平成25年度で返還後の入居率は、46.4%を見込んでございまして。

委員長 暫時休憩いたします。再開は11時5分。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時04分

13款 国庫支出金

問（11） 73ページなんですけども。この確認なんですけども、民間保育所に対する補助金という、これは、保育所運営費国庫負担金ですか。これ

が、民間保育所に対する補助金という補助金の、補助金という負担金ということでしょうか。ちょっと、あの確認させていただきたいと思うんですが。

答（こども育成） 73ページの保育所運営費国庫負担金の部分で、よろしいでしょうかね。要するに、民間保育所の場合、私ども民間保育所に委託料として出しまして、それに対する2分の1が国庫として、負担金として市に入ってくるというものでございます。

問（11） これで民間の保育所については分かるんですけども、公立の保育所についてはどういう形で補助されて、補助されるのか、ちょっと伺いたいと思います。

答（こども育成） 直営の場合には、国庫、国、県の補助金、負担金はありません。一般財源でもっております。

問（11） そうすると、あれですけども、補助がないという形にとれるわけですけども、地方交付税の関係ともあると思うんですけども、そういう関係ではないんですか。

答（こども育成） 以前は、三位一体改革前の場合は、市の保育所も運営いただきましたが、その後、地方交付税に入られるということで、それは公立の保育所の運営費については、直接の国からの補助金はありません。

答（こども未来部） 実は、公立の場合は、交付税の中の基準財政需要額を算定する場合に、何園の定員が、何人の公立園があるということが算定をされて、交付税の計算がされるということでございます。

問（11） そういうことだと思んですけども、ただこれ、いくらというのが、全然わからないわけですよ。先ほどの補助は、ないというふうに言われましたけども、交付税には、少し入っているということですね。あと、この子育て三法案との兼ね合いというか、そういうのは、どのようになってしまうのか、お答えいただきたいと思います。

答（こども育成） 新法案の中では、こういった施設型の補助金という形になりますが、相変わらず民間保育園につきましては、補助が出ますが、

公立保育園につきましては、一切、直接の補助金は出ないというのが、新法案のもとでも一緒でございます。

14款 県支出金

問（2） それでは、1点お願いいたします。76ページ、3目、衛生費県補助金ですけれども、平成24年度より、3,867万円の減となっておりますけれども、これは平成24年度で、妊婦健康診査支援基金事業費補助金が、2分の1で、1,278万8,000円と、子宮頸がん等ワクチン接種事業費補助金、2分の1ですね、2,562万4,000円の減が主な理由だと思っておりますけれども、これは今回も支出のほうで予算計上をされておりますけれども、いずれも大切な事業だと考えますので、今年度はなぜ計上されていないのか、その辺を教えてください。

答（保健福祉） この2つの事業につきましては、どちらも国費が、愛知県の基金を通して補助をされておりましたが、国において基金の積み増しがされず、平成24年度をもって終了をされております。なお、市としましては、補助金はなくなったものの、事業費を確保し、どちらも事業は継続をさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

問（11） 先ほどの総額、県支出金ですけれども、総額で、1億3,562万4,000円の減額になってますけれども、これがもとというか、そういうことになって、先ほどの黒川委員の答えになって、なるのかということを確認したいなと思います。

答（保健福祉） 先ほど申し上げましたように、二つの事業の総額として、子宮頸がん検診と妊婦検診のほうで、おおよそ3,800万円ほどの減額となっているというものであります。

答（財務） その他に、県支出金のほうでは、小規模特養の関係の県の補助金が、平成24年度はございましたが、それが平成25年度はなくなっていますということでございます。

問（１１） これ、いくらぐらいの減額というか、でしたかね。お願いします。

答（財務） 小規模特養の補助金は、１億３，３４０万円でございます。

１５款 財産収入

問（１１） ８１ページの不動産貸付収入の中の１，４００万２０００円。これ普通財産なんですけども、これ、いろんなところに貸していると思うんですけども、主なものを、お願いできたらなと思います。

答（都市整備） 不動産貸付収入の一部分で、駅前の貸店舗のところと、高浜安立荘の特別養護老人ホーム、それとあと、碧南警察署の高浜幹部交番の土地でございます。それと、大きなところは、碧南の警察署の待機寮、そちらのほうが、２３７万２，０００円。全体的に合わせると、１，４００万円の貸し付けでございます。

１６款 寄附金

質 疑 な し

１７款 繰入金

質 疑 な し

１８款 繰越金

問（１３） 一つ、お伺いをいたします。予算で、前にもちょっと説明が

あったかもしれませんが、平成24年度の繰越金、3億円ですか。これを予定に入れていくということは、繰越金という名目ではなくて、もっと使い勝手のいい、例えば、何とか基金だとか、そういうふうにするべきではないかなというふうには思うんですが、その辺は、よそがやってみえるからというような話も少し聞きましたけど、その点はどうなんですかね。

答（財務） 他の項目というお話なんですけれども、この前年度繰越金につきましては毎年度9月補正で確定したものを、確定した額を9月補正で計上しているというのが、これまでだったかと思います。今回、9月補正ではなくて、当初から計上をするということにしたわけなのですけれど、本来であれば、当初予算のときに取り崩す必要がなかった、そういった、財政調整基金を取り崩すのではなくて、今年度からは当初予算編成に当たっても経営といった、そういった観点を入れて新たな予算編成に挑んだということになるわけなのですけれど、次年度の当初予算を計上するに当たって前年度の繰越の額、それをしっかりと把握した上で、次の当初予算から計上するということは、あるべき姿としてはふさわしいのではないかと、財政調整基金を当初から充当するといったことが本当に適切であるのかどうかといったことを検討した結果、当初予算から計上するということとしたということで、御理解をいただきたいと思えます。

問（13） それはわかりますけど、ですから、これは平成25年度に、予算に3億円を出すということは、これは使わないよという前提ですね、基本的に。平成26年度に回すということですね。そうではないか、感覚として。最初に繰越金という、いや、ちょっと我々の感覚とちょっと違うのは、そこかもしれませんが、ちょっとその辺。

答（総務部） この繰越金というのは、次年度へ、繰り越すための繰越金ではなくて、前年度からの繰越金ですよということです。ですから、平成24年度からのいわゆる決算見込み踏まえた、平成24年度からのお金を使わせてもらいますよということです。ですから、今までは、それをやらずに財政調整基金で、その部分の足らずまいを予算計上しておりました。

今までと同じような考え方でいきますと、17款のところに、財政調整基金繰入金で、3億2,300万円ほど計上しておりますが、これが、6億2,300万円ぐらいになっておったということであったものを、今回からは、当該年度の収入を、当該年度の歳出に当てようという基本的な考えに基づいてということで、できる限り、財政調整基金を崩すことを少なくしていこうという考え方でおりますので、その辺、一つ御理解を賜りたいというふうに思います。

19款 諸収入

問（15） 87ページですけども、雑入のほうで、東日本大震災被災地職員派遣負担金、480万円が計上されております。きょうで、ちょうど震災が起こりまして、ちょうど2年になります。この480万円は、これどこからのこれは収入であるのかと、それから、今、高浜市からも1名派遣で、応援に行っていると思います。その状況を、ちょっとわかりましたら教えてください。

答（人事） 480万円でございますが、こちらは平成25年4月から平成26年3月末までの1年間、半年交代で2名の職員を、今度は七ヶ浜町ではなく、新たに岩沼市へ派遣することとしまして、その費用負担につきまして、計上させていただきました。地方自治法第252条の17による派遣でございまして、給与等は、派遣元である高浜市が支給いたしまして、派遣先である岩沼市が負担するものを、これを480万円計上させていただきました。まだ詳細につきましては、26日の全員協議会のほうで、派遣する職員とか、そういったものを御説明させていただく予定にしております。七ヶ浜町の、今、派遣の状況でございますが、前回の9月議会の全協で御説明しましたけども、江藤技師という建築技師のほうで、派遣のほうに行っておりまして、七ヶ浜町のほうで、復興のほうのですね、特に建築技師というぐらい、技師の専門職を用いて復興のほうに向けて従事して

おると伺っております。

問（15） 先日も新聞報道で、派遣職員の方が、応援を行かれた職員の方が、いろんな不慣れな仕事や何かで、プレッシャーとか、また、孤独感や何かで自殺したという、そういった報道がありましたけども、高浜から出ておられます、こういった派遣の応援の方、職員の方には、こういったようなケアというか、されているのか、ちょっとわかりますか、お願いいたします。

答（人事） プレッシャー等ですね、新聞報道でも派遣職員が、ストレスを感じて自殺者が出るとかいった報道がございます。そういったことのないように、月1回、こちらのほうに、報告に帰っておりますので、その際に体調等、聞いたり、向こうで困ったことないかというふうで聞き取りをさせていただいています。ちなみに、七ヶ浜町のほうですが、県内のほうから多くの職員が同じ時期に行っておりますので、そういった職員とも、ストレスを発散したり、そういったことで、安心はしております。

20款 市債

質 疑 な し

休憩 午前11時21分

再開 午前11時24分

〈歳出〉

1款 議会費

質 疑 な し

2 款 総務費

問（2） 104 ページ、2 款、総務費、1 項、総務管理費、12 目の企画費、13 節の委託料で、公共施設保全計画策定支援業務委託料、1,200 万円が計上されておりますけれども、この詳細について、教えてください。もう1点、次に110 ページですね。18 目、防災対策費、11 節、需用費の中の消耗品費が2,689 万円ありますが、この詳細と、13 節、委託料のうちで、高浜市地域防災計画基礎調査業務委託料が830 万4,000 円計上されておりますけれども、これも詳細を教えてください。お願いいたします。

答（経営戦略） 公共施設の保全計画策定支援業務のほうの内容ということですが、この公共施設のあり方検討事業につきましては、平成23 年度に白書、公共施設マネジメント白書を作成といたしまして、今年度、平成24 年度に、その白書から見えてまいりました課題を踏まえ、公共施設のあり方検討委員会において、公共施設のマネジメント基本方針、それから公共施設の改善計画の案というものを取りまとめる予定でございます。この平成25 年度につきましては、これらにもとづきまして公共施設の保全計画といったものを作成。支援業務を業者に委託するものでございまして、内容といたしましては、この保全計画の策定と改善案の具体的な検討というものを行うもので、まず、保全計画の策定につきましては専門家等による劣化状況の確認等から建物状況調査のほか、今後の建て替えや大規模改修にかかる整備水準の設定及び維持管理レベルの見直しというものを行いまして、これを受けて、整備水準の設定、総合劣化度、施設の重要度による財政制約を踏まえた施設の優先順位付け等、そのまた優先順位

基づきました、保全スケジュールというものの作成などを行う予定でございます。

答（都市防災） 2番委員の御質問の防災活動事業の中のまずもって消耗品の2,689万円。主な内訳でございますが、町内会様にお配りをさせていただき消火器、これが各町内会、5本を配らせていただきますので、その90本分。そして一番大きな予算になりますが、防災ラジオということで1万4,700円の単価のもの1,000台、購入させていただき。そして、ワンタッチパーテーションを80張。パック毛布、そして小型無線機、こちらも町内会とか、まち協さんのものを消防団にもお配りしますが、こちらは72台ということで、317万5,200円ということで、この2,689万円というものになっております。続いて、委託料の防災計画の基礎調査でございますが、主要新規事業の9ページにも記載をしておりますけれども、愛知県が策定いたします東海、東南海、南海地震等の被害想定、これに基づきまして本市の災害状況の整理、市の避難所の調査、防災計画の見直し等の基礎調査にさせていただきものでございます。本市の災害状況の時系列被害状況の整理ですとか、防災計画の修正箇所、そして皆様方、御心配になりますが、液状化のですね、そういったデータの加工、そういったものを予定させていただいておるというものでございます。

問（2） 今の中で、防災計画の基礎調査の業務委託を、今、またやられるという話なんですけれども、これと、先ほどちょっと質問をさせていただいた、公共施設保全計画策定支援業務のほうの関係ですけれども、これとの整合性ですね。結果、今から公共施設をどういう順位でやるだとか、云々ということをやっていくわけですけれども、それに対して被害想定が出た段階で、その被害地域のところにある公共施設や何かを、結果やり変えても無駄がでてきてしまうと思いますので、前、私が一般質問させていただいた、公共施設の関係で一般質問させていただいたときに、そういった整合性はどうなっているかということをちょっと質問させていただきま

したら、そういったことも考えて、やっていただけるというような御答弁だと思ったんですけれども、同じように防災計画の計画書ができていない段階で、公共施設の保全計画の策定のほうもできてしまうということになると、その辺のところ、タイムラグが出てしまうと思うんですけれども、その辺の考え方をちょっと教えてください。

答（経営戦略） 確か、先の12月の議会のときの一般質問の御答弁のほうもさせていただいたんですが、この平成25年度の保全計画を策定する。先ほど、答弁のほうで、優先順位付けだとか、そういったものをさせていただくということ、この平成25年度に実施させていただくということなんですが、そういったところ、今、申し上げました、防災計画とかですね。昨年のおきにも液状化の話だとか、そういったこともございます。そういったところを、この平成25年度におきましても情報連携等していくなかで、そういったものを考えていきたいというふうに考えております。

問（5） まず、93ページの2款、1項、2目で使用料及び賃借料の中で、電子複写機の借上料が、異常に、4.6倍というふうになっているんですけれども、昨年と比べて、中身をちょっと伺いたいと思います。それと、99ページの職員の研修事業。謝礼金が昨年と比較して、41万円ほど増となっておりますけれども、そこら辺の中身を教えてくださいたいと思います。差し当たって以上二つ、お願いします。

答（行政） 電子複写機借上料が、今年度に比べて相当額増額している理由でございますが、行政グループが管理いたします電子複写機につきまして、1階、2階、3階の各階と1階のエレベータホールにコイン式の市民利用のもの、計4台ございます。現在の機器は、平成22年度に導入いたしまして、3年間のレンタル期間が満了いたしますことから、機器の変更を行なうものでございます。なお、3年前の入札結果でございますが、実際の入札になりますと競争原理が働いて、契約差金も生じておりますので、こういったことから、場合によっては、契約差金も発生して予算額よりも減額することは、見込まれるということで理解いただきたいと思います。

答（人事） 引き続きまして、99ページ、2款、1項、7目、職員管理費の職員研修事業におきまして、その中の研修講師謝礼というところで、昨年と比較して、41万円増額という御質問ですけれども、市長の市政方針の中にもございましたが、職員力の強化といたしまして、高浜市構造改革推進検討委員会の副委員長をお勤めいただきました、首都大学東京の大学院教授であります、大杉覚（おおすぎ さとる）先生をお招きしまして、高浜地域経営実践塾を開講するための講師謝礼というふうで、計上させていただきます。

問（5） わかりました。まず電子複写機の借上料。これは契約が決まれば、繰り越しというか債務負担行為のあれが出てくるということで、理解してよろしいですか。

答（行政） 契約につきましては、長期継続契約という方法によりまして、契約することを予定しておりまして、債務負担行為とは違う方法により、契約をさせていただくことといたしております。

問（11） 95ページの1項、3目。市民予算枠事業ですけれども、これ6,100万円。今回、何を予定されているのか、お答えください。

答（地域政策） これは、市民予算枠事業というのは、ことしで3年を迎えますけれども、市民の皆様のやりたいという思いを応援する事業として始めさせていただきまして、協働なまちづくりということで、まちづくり協議会さんの事業だとか、あと市域全域にわたる地域活動を応援するために使わせていただきます。

問（11） 具体的な例とか、何かあったらと思いますけど。

答（地域政策） 具体的な例といたしましては、まちづくり協議会の事業を実施させていただきます。

問（11） 次に97ページですけれども、1項、6目の負担金の部分ですね。福祉自治体ユニット負担金ということなんですけれども、定期的に研修などを開かれているようですけれども、何か研修が予定されているのか、お答えください。

答（人事） 福祉自治体ユニット負担金でございますが、定期的に、市町村の職員研修というのを行なっております。あと、首長、職員からの質問等に回答したりとか、国の施策の情報収集、提供を行なっております。

問（11） これ、そういうので、やはりメリットがちょっとよくわかっていないので、そういう点では、いかがですか。

答（人事） 目に見えないというところですけども、職員交流では、定期的に、そういった職員のスキルアップのための研修を行なっていたりとか、あと、国のほうの施策を、いち早く福祉自治体ユニットのほうから情報提供をいただきまして、こちらのほうも福祉に合わせた政策を行なっていくと。反対に、福祉自治体ユニット経由でいろんな提言を国に対して行っているというようなところで、活動しております。

問（11） 提言ということ言われましたけども、自治体ユニットが提言をされるのか、こちらが提言されるのかというのが、ちょっとはっきりしなくて、その提言が、どういう提言があった場合には、どういう提言があったのか、お答えください。

答（人事） 具体的な提案というわけではないんですが、一種の情報交換ですね。福祉自治体ユニット通じて国の施策に対して、国のほうも、こちらの地方自治体のほうに、いろんな状況を知りたい。こちらのほうも、実施市町村として、今、こういう状態なのだから、そういったような提言とか、情報交換ですかね。そういったところが、主なところになっております。

問（5） 先ほどの、99ページの回答で、高浜地域経営実践塾を開講するための講師料ということでございますけれど、研修内容を具体的に、ちょっとお教え願いたいと思います。

答（人事） 高浜地域経営実践塾では、既存の枠にとらわれず、主体的に行動していけるような職員を育成していくため、中堅職員、20名を対象に開講するもので、年間、6回を予定しております。これを受けまして、

去る2月19日には、大杉先生をお招きして事前勉強会を行なっております。事前勉強会では、大杉先生のほうから、この塾の狙いとしてエリート集団を育成するのではなく、現場に即して考えていける、そういった組織づくりや現場主義による職場マネジメント。そういったことを、高浜ならではの方法論を打ち立てて行きたいというふうで、先生のほうからお話がありました。なお、実践塾の具体的なカリキュラム等については、今後、大杉先生と調整しながら決定してまいりますので、現段階では、こうしたことに取り組みますと申し上げる段階にはないことを、御理解をお願いしたいと思います。

問（9） 105ページの2款、1項、12目、総合計画進行管理事業ですが、これにおける中期基本計画策定等支援業務委託料について、この中期基本計画を策定するに当たっての、まず基本的な考え方をお示しいたきたいと思います。

答（地域政策） 中期基本計画の策定に当たりましては、基本的な考え方といたしまして、前期基本計画の行政評価結果等から見えてきた課題や新たな課題等を整理しながら、今後の方向性や多様性を検討していくということ。加えて、まちづくりの基本原則であります、参画、情報、協働、情報共有ということを踏まえて、子供から大人まで、多くの市民の皆さんの意見を取り入れながら、多様な参画機会を設けて進めてまいりたいと考えております。

問（9） それでは、策定の進め方ですが、前期は、未来を描く市民会議を中心にやってこられたと思いますけども。この中期計画に対しては、どのようにお考えでしょうか。

答（地域政策） 前期はおっしゃるとおり、未来を描く市民会議のほうでやりましたけども。中期基本計画の策定につきましては、おおまかな方向性は、あまり変わることはないであろうという前提のもと、市の職員で構成します、中期基本計画策定プロジェクトというのを立ち上げまして、常日頃から、まちづくりの現場の声を肌で感じ取りながら、市民参画の頂

点組織であります、総合計画の審議会や高浜市の未来を創る市民会議とキャッチボールを重ねながら、策定を進めてまいりたいと考えております。

問（９） それでは、この業務委託料の中身ですね。４１７万９，０００円の、この中身をお示しいただきたいと思えます

答（地域政策） 委託の中身につきましては、一つ目といたしまして、市民意識調査及び小中学生アンケートの実施。二つ目といたしまして、市民意識調査や施策評価結果の整理や、人口、産業等のデータの現況分析といった、計画策定に当たりましての基礎調査資料の作成。三つ目といたしましては、中期基本計画の進行管理に適した指標の設定ということで、指標の検討資料の作成などを予定しております。

問（９） そうしますと、その策定の考え方と、それから策定の方法とか進め方というのは、今、伺ったんですけども。今、この中期基本計画に策定にかかわる部分でいうと、総合計画審議会、総合計画推進会議、それから先ほど出た、職員プロジェクトですとか、未来を創る市民会議ですとか、たくさん出てまいりますよね。その辺の関係というのが、ちょっと非常にわかりにくいところがあるんですけども、特に、総合計画審議会と、それから総合計画推進会議。これについての、それぞれの役割というもの。ポジションみたいなものというのは、どうなっているのか、お答えいただきたいと思えます。

答（地域政策） 総合計画の審議会の役割ということでいきますと、中期基本計画の策定に向けまして、市民参画の頂点組織として、職員プロジェクト。先ほど申しました、プロジェクトで作成する素案に対しまして御意見をいただきながら、中期基本計画の策定を取りまとめていくというものでございます。一方、総合計画の推進会議の役割と申しますのは、前期基本計画の進行管理や前期基本計画に掲げる目標の達成に向けた取り組みを一緒になって進めていくというものでございます。

問（９） ぜひ、わかりやすい体系というものをお示ししていただきながら、進めていただくことを、お願いをしたいということと、それから市民

の方々の御意見の吸い上げみたいな部分というのは、非常に大事なところになってくると思いますので、これが、例えば、前期ではこうだったけど、中期ではこうなってしまったみたいなふうにとらわれないというような、そういった部分というのは、何か工夫を考えられるところが、あるのかどうか。

答（地域政策） 今、課題の抽出というのが、非常に大事になってきます。それで、今、前期2年間しか経過しておりませんが、もう少しで経過しますけども。そのところで市民の皆さんの意見を普段、創る市民会議のところで一緒になってやっておりますので、その課題の把握及び行政評価結果等の把握及び新たな課題というのも新しく出てきます。そこらを、この3月までに、一応、取りまとめましてスタートを切らせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

問（11） 99ページ。1項、7目ですけども、先ほどもう少し職員の研修事業ということで聞いていますけども、職員住宅の借上料というのが計上されていますけど、これはどこを借りたものかということをお答えいただきたいということと、ちょっと、もっとまとめていきますけども。その職員の衛生管理事業の中で、やはり健康診断の委託料があります。健康状態は把握されていれば、その結果についてちょっとお示してください。

答（人事） 職員住宅借上料でございますが、平成23年度、平成24年度、東京の厚生労働省のほうに職員研修として派遣しております。そちらのアパート代を、こちらのほうに計上させていただいております。平成25年度の予算は、引き続き内閣府のほうにちょっと職員のほうを、研修派遣を予定してございます。引き続き、その厚労省に行っていた職員のアパートを、再度、更新して借り上げる予定をしています。あと、健康診断委託料でございますが、高浜分院のほうに、全職員対象で健康診断を、受診をさせていただいております。臨時職員も含めて健康診査を受けていただいております。職員の健康診断結果も、こちらのほうにきますので、職員の健康状態については、把握させていただいております。

問（11） その結果については、どうでしょうか。5段階だと思っんですけども。そういう関係で健康状態の結果、いかがでしょうか。お答えください。

答（人事） 診断結果については、ちょっと手元に資料がございませんが、重大な、健康診断で結果が悪かったという職員については、それぞれ職員のほうで結果がきていますので、再度、再診ということで受診をされていると思います。

問（5） 111ページの電波使用料が、前年度の1万2,000円から225万円というふうで、ふえているんですけども。これは、同報無線の完了に伴う電波利用料なのか。それならば、今後も、また、この利用料はずうっと続いていくのか、そこら辺のことを少しお聞きしたいと思います。

答（都市防災） 5番委員の御質問の電波使用料の件でございますが、先ほど申されたとおり、同報無線の関係の導入に伴うものでございまして、MCA方式を採用しておるということで、こちらの費用、同報無線と合わせて、職員用の防災無線もMCA無線に切り替えさせていただいておりますので、これが80基という形になります。毎月2,310円が発生しまして、年間で、221万7,600円。これが、今後、ランニングコストとして見込まれるものでございます。もう1点、小型無線機を先ほど町内会等にお配りをさせていただくというところで、72基分ということで、こちらは、年450円ということで、3万2,400円を計上させていただいております。

問（11） 101ページです。1項、8目の広報配布委託料ですけども、ことしの広報「たかはま」、何部、配布する予定になっていきますか。お答えください。

答（地域政策） 広報のほうは、1万3,500部でございます。

問（11） これ、1万7,000世帯に対して、1万3,500部ということですのでね。何か、少ないように毎回思うわけで、毎回、求めているわけですけども。全世帯に配るということは、考えられないかというこ

となんですよね、一つは。いかがですか、お答えください。

答（地域政策） 全世帯という話でございますけれども。やはり広報というのは、若い世代においては、例えば、高浜市の公式ホームページの閲覧で十分だということもございます。また、一つの家の中で、二世帯分離されている家庭につきましては、1部で結構だということもございます。寮、老人ホーム、それぞれ世帯分は必要ないよというようなこともございます。また、あるいは、本当に自分は要らないという人もみえるかもしれません。そのような、市民の皆さんのニーズを踏まえまして、現在必要な部数を発行しているということで、御理解いただきたいと思っております。

問（11） でも、この1万3,500部の根拠というのは、どういうふうにとらえたらいいのか、お答えください。

答（地域政策） 現在、町内会を通じて広報を配布しているということと、あと、公共施設や市内のコンビニエンス・ストアへ、それぞれ広報を設置しております。その必要な部数を、現在、取り揃えているということでございます。

問（11） 必要の、その根拠ですよね。必要であるというのは、わかりますけれども、その根拠をちょっとはつきりしない。でも、配っているだけという。配れるだけという意味なのかということですよ。お願いします。

答（地域政策） 根拠といたしますのは、やはり、例えば、コンビニエンス・ストアにどっと人がきて、1万3,500部で足りないといった事態におきましては、部数を増すということもございますので、必要な部数を発行しているということもございますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 0時57分

問（9） 先ほど2番委員からありました、公共施設のあり方検討事業。107ページでありますけれども、この件で、平成24年度は、公共施設

のあり方検討委員会でもって、公共施設改善計画の取りまとめを行なうということとされていて、その後、平成25年度、今回の予算では、公共施設の保全計画というものを策定という流れというふうに伺っていますけれども、公共施設のあり方検討委員会というものは、専門家の方もそうですし、市民の方も入ってみえてやってこられたわけですが、今回のこの保全計画を策定に当たっては、どのような形で進めていかれるのか、お聞かせいただきたいと思います。

答（経営戦略） 公共施設のあり方検討委員会につきましては、この平成24年度をもって、一応、終了はさせていただきまして、平成25年度は職員プロジェクトを中心といたしまして、支援業務の受託者でございます、そのノウハウのほうもいただきながら、保全計画の検討のほう進めてまいりたいと考えております。

問（9） そうしますと、この保全計画というのは、これはアクションプランということで、実施計画になるわけですので、これで、見直しは、それぞれ、例えば、毎年の予算だとかさまざまなことがあるにしても、おおむねこれでもって公共施設の再配置というか、そういったものが確定されるということであると思うんですけども、今回、議会のほうから主要新規事業の概要の新たな形で、書面で提出をしていただいた資料によりますと、プロジェクト会議等で策定を進めて行くという、ものすごくざっくりと書いてあるわけですが、例えば、市民意見みたいなものというものをどのように取り込んでいかれるようなことを考えてみえるのか、今、わかっている範囲でお答えをいただければと思います。

答（経営戦略） 市民からのその御意見を、どのように考えてみえるのかというところでございますけれども、これで、公共施設のあり方計画の中で、基本方針、それから改善計画案、平成25年度で保全計画のほうを策定してまいりますけれども、そこを、ある程度形ができた段階で、パブリックコメント等の公聴手法を取り入れをさせていただいて、御意見のほうをちょうだいしたいというふうに考えております。

問（９）ここに平成２４年度までのとりまとめまで見させていただいていないわけですが、今後というのは、やはり市民の御意見も確かに大切だとは思いますが、ある程度、その公共施設という部分でいうと、やはり設置者側の意見、あるいは、老朽化に伴う修繕ですとか、建て替えますとか、そういったものを含めると、専門家の意見というものが非常に大切になると思うんですね。ですから、しっかりとした方向性を出すことによって市民の方々に御理解をいただくというような流れをもっていかなないと、多分、決まるものも決まらないのではないかなという気がします。ただし、さまざまなことが考えられるので、見直しというものをしっかりとしていくというものを前面に出していただくこと、これもお願いをしておかなければいけないかなということをおもいます。それで、質問なんですけども、最終的にこの保全計画みたいなものができ上がってから、それが実施されるということになると、例えば、平成２５年度で実施計画が取りまとめられると、平成２６年度からもういきなりスタートというような形になるのか、あるいは、３年後とか、５年後とか、ある程度、公共施設の今積み立てがありますので、その辺のところの目安というものが、建てた部分の中からスタートしていくのか、その辺のところを、今、お考えがあればお聞かせいただきたいとおもいます。

答（企画部）今、委員のほうから御指摘をいただいた部分というのは、実は、検討委員会の中でも、例えば、保全計画について一定のサイクルで見直していくということも当然必要ではないかというような御意見もちょうだいしておりますので、今回、取りまとめを行なわせていただく基本方針だとか、あるいは改善計画の中でも、そういった部分については、改めて中に明記していく形で、お示しをしていきたいなというふうにも考えております。また、この保全計画ができた後のお話でございますが、平成２６年度からいきなり何らかの形でアクションがスタートしていくのかというお話でございますが、この辺も平成２５年度に実施をいたします劣化調査。こういったものの中で優先順位をつけてまいりますので、その優先順

位の中で、こういった形で計画がされていくのかという部分もございますので、平成26年度になったからすぐに何らかの施設について、大規模改修だとか、あるいは、建て替えだとかという部分にすぐに入っていくということは、まだ、現段階ではちょっと何とも申し上げる段階にはないということでございますので、よろしく願い申し上げます。

問(11) 先ほどの午前中の続きのような形になりますけども、1万3,500部を配るといふ、101ページの2款、1項、8ですけども、広報配布委託料の部分ですけども。そこで、やはりですね、1万7,000世帯に配るといふ努力はしていただきたいなというふうに思うんですけども、そういう考えといふか、そういう点ではいかがでしょうか。

答(地域政策) 広報につきましては、配る努力というよりも読んでいただくように、読み親しまれるような広報づくりを目指した中で、そのように広がっていけばいいのかなと考えておりますので、よろしく願いします。

問(11) 読んでもらうには、やはり全世帯、配るといふ努力も必要ではないですか。いかがですか。

答(地域政策) 配るといふことに関しましては、やはり、町内会という非常に大事な組織がございます。そこで、やはりお互いが一定の役割、例えば、班長をするだとか、いろんな役割を通じて交流していく中で連帯感も生まれ、震災時等々にも役立っていくという面識社会ということをつくることにおいて、非常に重要な現在の配布方法でございますので、この方法を継続していくと。基本的には、町内会への加入を促進していくという方法を取ってまいりたいと考えております。

問(11) それも町内会のね、会員もふやすということですけども、これお願いして、町内会の班長さんに、入っていない方もお配りするということで、顔見知りになって入会に至るといふケースもあると思うんです。ですからそういう点でも、全戸に配るといふのも一つの努力目標ではないかというふうに思いますけども、いかがですか。

答（地域政策） 町内会に入るために配るというよりも、町内会に入っていた方々が、やはり地域とゆるやかにつながっていただくことが目的でございますので、その中から、広報も配られ、いろんな付き合いが行われて震災等々に役立っていくということでございますので、公共施設、コンビニ等々置きまして入手しやすい環境だけは整えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

問（11） 例としては、安城市が挙げられるわけですが、外注、委託という形で全戸に配っているというふうに聞いています。高浜市も目指すように頑張っていたいただきたいと思っておりますけども。次に105ページの12目ですけども、総合計画の進行管理事業ということで、今、これからの進捗状況がずっとされていくと思うんですけども、そういう点では、いかがですか。進捗状況、お願いします。

答（地域政策） 進捗ということに関しましては、総合計画等の審議会に傍聴いただくほか、その議事等々を公開してまいりたいと考えております。

問（11） それで、総合計画審議会委員報酬、11人とありますけども。これは、どういう方を予定されておりますか。

答（地域政策） この中におきましては、やはり、今、現在、総合計画の推進会議というのを行なっております、そこから基本的に前期を一緒にみていただいた方及び新しく有識者、学識経験者等々を入れながら構成してまいりたいと考えております。

問（11） 市民の方は何人とか、そういう予定はどうされていますか。

答（地域政策） 会長に、大学の先生をお願いすることと、あと1人、副市長が入ること。あとそのほか、市民の皆さんは、10名を予定しております。

問（11） 107ページですけども、1項の13、負担金だと思いますけども。リニア中央新幹線建設促進愛知県期成同盟会負担金、これも東海道新幹線の利用者は20年間横ばいの状態で、リニアの建設が必要かどうかというのは、ちょっと考えられないと感じます。高浜市にリニアの駅が

できるわけでもない。なぜ加盟しているのかということは、ちょっと理解できない状態です。また、リニア中央新幹線の期成同盟によれば、概算で9兆円もの費用がかかるということです。まさに無駄な公共、大型公共施設だと思えます。こうした、大型公共事業を進めることによって、国の負担がふえ、ひいては福祉、教育予算が削られ、結果的には国からの福祉や教育の補助金などが減るという恐れもあります。今回、この期成同盟については脱退、有効とちょっと考えにくい部分がありますので、脱退すべきと考えますが、いかがでしょうか。

答（地域政策） まず、リニア中央新幹線建設の一番の目的と申しますのは、やはり、今、東海道新幹線というのは開業から47年を迎えて、経年劣化に対する抜本的な備えが必要と。今、止めて修繕することができないということ及びやはり日本の大動脈、東京から名古屋、大阪というのは大動脈でございますけども、そののところを、やはり新幹線とリニアで二重化すると。何か、大規模災害が起きたときに断絶するというようなことがあっては、大きな経済的損失を被るという可能性がございます。この2点のところから、やはりこういうその建設に向けては、早期着工に向けて推進してまいりたいということでございます。また、この費用につきましては、福祉の予算が削られるというようなこと申されましたけれども、JR東海が建設主体ということでございますので、国の費用は一切出ないということで御理解賜りたいと思います。

問（11） とは言っても、JR東海に、JRが解体されて、そのときの借金は国が肩代わりしているという状況からみましても、一定の補助金なり、JR東海のほうに回ることもなるというふうに考えますけども。そういう点でも、やはり脱退すべきかなというふうに思いますけども、いかがですか。

答（地域政策） まずもって資金というのは、JR東海が出すということで、御理解賜りたいと思います。目的につきましても、先ほど申しましたとおり、日本の大動脈の二重化ということで、災害に強いというところを

やはり進めて行く必要があるということですので、本市といたしましては、積極的に推進をしてみたいと、このように考えております。

問（１１） はい、なかなかかたくなに……。次に１０７ページですけども、同じその部分ですけども。名鉄三河線複線化推進期成同盟会負担金ですけども、これ、どんな活動をされて、市民に対してのメリットはどういうふうに考えているのか、お答えください。

答（地域政策） 名鉄三河線につきましては、やはりこの会の目的が、名鉄三河線の利用促進ということですので、利用促進するように、観光地等々を記載したクリアファイルは、現在つくっております。なお、ポケットティッシュ等々つくりながら、皆さんに配布する中で名鉄の利用を促進してみたいと、このように考えております。

問（１１） そうするとイベントも、その、されるというふうに聞いていますけども、いかがですかね。そういう点では、そういう補助も高浜市から出るということもあろうかと思えますけども、そういうことはありますか。

答（地域政策） そういったことは、今、私の知る限りでは、ございません。

問（１１） 利用を促進するという意味では、大変、一理はありますけど、理解できる場所もありますけども。次に行きます。１０９ページの１項１５目ですけども、行政情報通信事業。これはどのような事業か、ちょっと説明していただきたいと思えます。

答（行政） 事業の中身について申し上げます。まず、通信運搬費につきましては、市、全庁から発送されます郵便料金でありますとか、電話料金につきましては、一括して行政グループのほうで予算化をいたしております。また、委託料でございますけれども、予算書にございますとおり、使送業務委託料といいますのは、郵便ではない、簡易な文書をシルバー人材センターに委託をして配送するもので、町内会配布物委託料につきましては、全世帯配布のものでありますとか、回覧でありますとか、こういった

ものを町内会にお願いをいたして配布していただくものでございます。あと、電話交換業務につきましては、電話交換の委託でありまして、文書発送事務委託料と申しますのは、市から発送される全庁的な郵便物等の取りまとめを、総合サービスに委託をして行っているものであります。

問（５） 115ページの土地評価替基礎調査業務委託料、1,721万4,000円があるんですけど、昨年と3倍ぐらいになっているんですけど、来年か再来年に、評価替えか何かをやるという事前準備のための委託料ですか、そこら辺、中身をちょっとお教え願いたいと思います。

答（税務） 土地評価替えに関する調査委託でございます。前年度対比で1,100万円ほど増となっております。これは通常の。委員、言われたように、平成27年度の評価替えに向けての準備ということで、通常の債務委託に加えまして、来年度は、評価替えの次年度に当たるということで、3年に1度の標準宅地の鑑定評価という業務がございます。その分が増ということでございますので、よろしく申し上げます。

問（11） 109ページです。1項、16の平成24年度当初予算ではLED防犯灯施設整備工事が、2,794万円ほど計上されていましたが、平成25年度の予算ではなくなっていますけども、これはなぜかということをお伺いしたいと思います。

答（都市防災） 御質問のLEDの防犯灯でございますが、この事業は、もともと平成23年、平成24年の2カ年で計画をいたしておりましたので、今年度で終了いたすということで、平成25年度には、予算はないという状況でございます。

問（11） これは、なくなったということなんですけども、つい先日ですけども、本町通りの防犯灯が倒れてしまって、市役所のほうで対応していただいたそうですけども、幸いけが人もないということなんですけども、今後、防犯灯についての点検も、これ入ってくると思うんですけども、どうされるのかお答えください。

答（都市防災） 先月でしたか、確か、お好み焼き屋さんの前の二つつい

てるタイプ、商工会さんの部分のものですけども、当然、私のほうも現場におりまして、確認しております。あの代替につきましては、新たなLED灯の需要という、LED灯、近くの電柱につけさせていただく。先ほど言われたように、根元から折れておりましたので、原因としては、犬のおしっこが原因で腐食したというのがありますので、それを受けまして、私どものグループで、その40ワットの2灯式のもの、それすべてを、職員で検査させていただきまして、状況の悪いものがあれば随時また交換なりをしていきたいなというふうに考えております。

問（11） これについて、計画的に点検すべきだと思いますけど、いかがですか。

答（都市防災） 施設につきましては、いろいろ老朽化もしてまいりますので、引き続き、定期的にといったところで、職員等ともですね、検査をしていきたいなと思っております。

問（11） 113ページ、1項、19です。地域内分権推進交付金、1,317万7,000円。何に使われるかというか、どういうことになるのか、お答えください。

答（地域政策） この地域内分権推進交付金につきましては、もともと市が実施していた事業を、地域に移譲して行っていただくというものでございまして、青パトによる防犯パトロール、ほか総合防災訓練の事業、防犯灯の管理だとか、健康体操の事業等々を、行っていただくものでございます。

問（11） 次に、119ページ、2項の3目ですけども、住民基本台帳ネットワークシステム修正業務委託料なんですけども、これ、去年が、1,030万1,000円で、今年度で見るのが、161万7,000円。どういう修正を行うのか、お答えください。

答（市民窓口） 昨年度、外国人登録の制度の廃止に伴う修正委託というものでございまして、今年度8月に外国住民の方につきましても、住基番号のほうが付番されることとなります。これに伴います修正委託業務の委

託料となっております。

3款 民生費

問（3） 159ページ、3款、民生費、3項の生活保護費の2目、生活援助費にあります、生活保護事業の中で、扶助費で生活保護費が出ております。前年予算と比較して、6,000万円弱、減ということになっておりますけども、どのような理由で減になったのか教えてください。

答（地域福祉） 減額の理由といたしましては、昨年度から取り組んでおります、就労支援員による就労支援の成果と入院件数の減少に伴う医療扶助費の減少でございます。なお、平成25年度の生活保護費では、被保護人員を、180人、被保護世帯数を、120世帯と見込んで算出しております。一方、平成24年度では、被保護人員を、215人、被保護世帯数を、146世帯と見込んで算出しておりました。比較いたしますと、被保護人員では、35人の減。被保護世帯数では、26世帯の減となり、その結果生活保護費の中でも大きな割合を占める生活扶助費で、約1,900万円の減額。医療扶助費で、約3,200万円の減額となっております。

問（3） 昨年度同様ですね、就労支援のほうにつながっているということですけども、平成24年度、今年度の成果を教えてください。

答（地域福祉） 平成24年度では、これまでに生活保護受給者の方、16人。生活保護受給者以外の生活困窮者の方、7人の計23人の方を就職につなげております。そのうち、生活保護の廃止につながった方が、8人おみえになります。平成23年度の実績としましては、26人の方を就職につなげて、8人の方を生活保護廃止につなげましたので、ほぼ同様の成果が上がっておると考えております。

問（5） 133ページの障がい者地域生活総合支援業務委託料なんですけれども、昨年から倍増となっているんですけど、その理由をちょっと教えていただきたいと思います。

問（地域福祉） 本委託料につきましては、いきいき広場にありますが、障害者相談支援事業所の運営委託にかかるものでございます。これまで本事業所運営に当たりましては、その一部を社会福祉協議会に委託してきましたが、平成25年度からは、一部委託を全面委託に変更するということ。それと相談支援体制の強化を図るために、スタッフを2名増員させていただくことに伴う増額でございます。

答（5） スタッフを2名増員するというお話があったんですけど、もう少しその理由をちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

問（地域福祉） 昨年の障害者自立支援法の改正によりまして、障害福祉サービスを利用するすべての方に対しまして、ケアプランを作成し、定期的にモニタリングを実施することとされました。このことを受けまして、今後、ケアプランの作成とモニタリングを行うに当たりまして、相談支援体制をより充実させて、きめ細やかなケアプランの作成と的確なモニタリングを行い、障がいのある方が、真に必要な支援につなげていくことが求められることから、2名の増員をお願いするものでございます。

問（5） 今後も、障がいのある方と家族が、安心して相談できる体制にさせていただきたいというふうに期待しております。それと、143ページの未熟児養育医療費給付事業、これ、今年度から多分新しくなったと思うんですけど、実際問題こういった予算、事業があるのにインターネットとか広報だとか、そういったPRや何かはやられているか。そこら辺のことを、お聞きしたいと思います。

答（市民窓口） まず、未熟児養育医療費給付事業、こちらの事業内容について御説明させていただきますと、こちらの事業、第2次地域主権一括法によりまして、母子保健法に基づく事務の一部が、愛知県から市町村へ移譲されることに伴い、平成25年4月1日から同法20条に基づく養育医療の給付を高浜市が行うこととなります。従いまして、現時点ではこちら該当になる方につきましては、愛知県保健所のほうが対象となっていて、こういった御説明をさせていただいておるところでございます。また、こ

の制度自体が本人にはなかなか気づかれないようなものでございまして、多くは、お医者さんのほうから、あなた該当になりますというお話がありまして、お医者さんのほうから、こちら対象の方が、その話を受けて、今ですと愛知県保健所のほうへ申請をいただくといったような形になっております。従いまして、平成25年4月1日から、こちら対象になる方、また、医療機関のほうでお話が患者さんのほうにありまして、そこから、市のほうへ手続きをしていただくというような形になろうかと思えます。

問（15） 137ページのいきいき健康マイレージ事業と、139ページの生涯現役のまちづくり創出事業について、ちょっと伺いたします。まず、これ確認ですけど、このいきいき健康マイレージ事業のこれは、対象年齢は、これ60歳か、65歳かということと、それから、この前の本会議の中で質問がありまして、今、登録状況が、確か福祉が、187名。健康づくりが、698名と聞いておりますけども、男子というか男性の方は、どれくらいこれに参加されているのか、その点をまずお伺いたします。

答（保健福祉） いきいき健康マイレージの対象者ということで、これは65歳以上になります。そして、男女の比率ですが、今、現行、ちょっと資料を持っておりませんが、女性が多いというような状況になっております。詳細な数字は、また後で報告をさせていただきたいと思えます。

問（15） この今のいきいきマイレージ事業を拡大していくこと、それから、139ページにあります、この生涯現役のまちづくり創出事業、これは、よく似ている面が多くあると思えます。例えば、介護予防であるとか、または、健康増進であるとか、生きがいであるとか、一つのこの事業目的、理念と非常によく似ていると思うんです。この点は、どうでしょうか。

答（福祉企画） いきいき健康マイレージ事業は元気な高齢者を応援する事業でありまして、介護予防の位置づけももっております。生涯現役のまちづくりというのは、介護予防を目的とした、高齢者の居場所づくり、生

きがいづくりといった事業でございます。現在、いきいき健康マイレージにつきましては、まず、ボランティア活動につきましては、福祉施設、高齢者施設、障害者施設、あるいは子供の施設、こういった施設に出向いて、ボランティア活動をされた方にポイントが付与されます。それからもう一つの、健康づくり活動につきましては、保健師と健康目標を定めまして、その目標を達成した場合にポイントがつくような形になっております。今後、生涯現役のまちづくりを推進していくに当たりまして、このマイレージを、高齢者の方のやる気、インセンティブの部分に結びつけたいと考えておりますので、今後、生涯現役のまちづくりに参加された場合に、健康づくりのポイントが、それから生涯現役のまちづくりの担い手側に回っていただいて、御尽力された高齢者の方には、ボランティアのポイントがつくような形で現在考えております。

問（15） わかりました。これは当然、生涯現役のまちづくり事業におきましても、これは当然、登録制をとるということですね。それと、先ほども本会議で、若干、これは答弁があったと思うんですけども、今、二つのモデル地区がありますけども、今、候補場所、どういったような候補があがっているのか。もし具体的にあがっていれば、教えてください。それから、この生涯現役のまちづくり事業において、やはり大事な点というのは、どういったメニューが提供されるのか、非常に、これは大事かと思えます。これは、夢のみずうみ村もやはり視察させていただいたときも、やはりこういったメニューがあれば参加してみようということで、本当にここでも、そこのメニューによって、確か、この夢のみずうみ村は男性の方が、非常に多く参加されると聞いております。そういった意味で、まず、どういったメニューを考えておられるのか。それから、それに対する受け入れ体制。例えば、ボランティアが、どのような方が当たるのか。または、もし教室みたいなものはあれば、どのような講師が確保されるのか。ということ、ちょっとすいません。お願いいたします。

答（福祉企画） まず、いきいき健康マイレージにつきましては、現行ど

おり、登録制の形を取ってまいります。それから、生涯現役のまちづくりの居場所の候補でございますが、現在、南部モデル地区チームで、今年の12月から毎週定期的に、居場所づくりといたしまして、三つのプログラムが稼動しております。一つは、ざっくばらんなカフェの田戸町店、ここは、地域の方がどなたでもお越しただいて、おしゃべりをする事ができるというもの。それから、南部公民館を活用しまして、健康体操が週1度、実施をされております。それから、これは安城の高棚にありますが、トップラウンジという打ちっぱなしのゴルフ場を使いまして、インドアゴルフ会というものが、実施をされております。このようなメニュー、今後もうこういういわゆる健康につながるような健康増進のための事業。それから、認知症予防にも役立ちますけれども、頭を活性化させるような事業、それから、体を癒すような事業、こういったメニューを取り揃えてまいりたいと考えております。それから、最後に、受け入れ体制でございますけれども、一つ、今、南部モデル地区で行っております、健康体操を例に取らせていただきますと、地域の方で体操の講師を担っていただいております、講師の方に、高齢者の方を対象とした、はつらつ体操を実施していただいておりますということと、実際に、体操を実施するに当たりまして、マットやボール、こういったものを用意させていただくのは、実際に参加をされる方が、交代で準備をされておるといようなことで、今後も参加をされる方が協力をしながら、こういったプログラムを推進していただきたいと思いますというように考えております。

問（15） ぜひ、魅力的なメニューというものを、考えていただきたいと思えます。それで、一応そちらの方は、終わらせていただきます。159ページの、先にちょっと出ましたけれども、昨年までは、この就労支援委託業務がありまして、かなりそれが結びついて、就労に結びついたということをお聞きしておりますけれども、今回も、この就労、確か業務委託という項目がないんですけれども、これは臨時職員、賃金のほうに変わったんでしょうか。この点について、一つお願いいたします。

答（地域福祉） 委員おっしゃられるとおり、臨時職員として、平成25年度からは、雇用してまいりたいと考えております。

問（15） これは、こういった方がなります。

答（地域福祉） 一応、ハローワークのOBの方に、お願いをしていこうと考えております。

問（15） 人数は、何名でしょうか。

答（地域福祉） 1名です。

答（保健福祉） 先ほど、男女の比率ということで、これは実績数字になりますが、おおむね男性の方が3割、女性の方が7割という数字になっております。

問（9） 私も、生涯現役のまちづくり事業の139ページの件で、お伺いしたいんですけども、今回の、この予算の中で、高齢者の居場所づくり活動費補助金ということで、100万円ついておりますけども、説明の中では、最高5万円までの助成というようなことを伺ったと思いますが、どのような、その形として、その5万円までの補助というのはどういうことを想定された補助なのか、お聞かせいただければと思いますが。

答（福祉企画） 助成する額でございますが、居場所設置の際に、必要な備品等を購入していただくための経費といたしまして、3万円。それから光熱水費を始めといたします、居場所の運営に要する経費。つまり、ランニングコストの部分で、年間2万円を予定いたしておりまして、平成25年度は、市内にこうした居場所を、20カ所設置することを目標といたしまして、予算額で、100万円を計上させていただいたものでございます。

問（9） 現在、この居場所づくりの活動をするというものに対して、どのような形で補助金を出すまで至るような経緯を考えてみえるのか、要は、手上げ式で、手を上げれば、それにすぐ出すよという話ではないと思うんですよね。どういう形で、例えば、どこかで、検討委員会なりなんなりかけて、OKが出ればとか何とかとあって、そういうようなスタイルは、もう考えてみえるんでしょうか。

答（福祉企画） 現在、この居場所づくり活動補助金の要綱を調査研究委員会の皆様とも御相談しながらつくり上げておるところでございますが、申請からの流れといたしましては、要綱のほうができたら、実際に、高齢者の居場所を新たに創設していただける方から、まず申請書を出していただきます。そして、申請書の内容を私ども、まず行政が、審査をさせていただいたのち、調査研究委員会、市民の皆様にも、その場所が本当に高齢者の居場所として適しているかどうか、審査の段階にも、市民の方にも入っていただきまして、認められたところについて、年間最大5万円の補助をさせていただくという流れを考えております。

問（9） わかりました。いろいろな方々、例えば、事業所なり、個人のお宅なり、いろんな方々が参加をしていただくことという、活動していただいて、お手伝いをしていただくというのは、大事なことだと思うんですけども、やはりしっかりとそういう、何というんですかね、何でもOKみたいな世界ではいけないと思いますし、知らない間になくなってしまったとか、知らない間に始まってしまったとかいうのも、良くないのかもしれないので、その辺のところは、ぜひとも取りまとめのほうをお願いしたいと思います。それから、141ページの認知症早期発見事業でございますけども、こちらの方は、確か業務委託料で、152万円のこの委託は、医師会のほうへというお話だったというふうに思うんですけども、今現在、高浜の医師会においての認定医さんは4人でしたかね。確かそういう話ですよ。それで、その4人の方々・・・

「に、委託をするわけではない。」と発声するものあり。

問（9） わけではなくて、医師会ということだと思うんですけども、その辺のところを、医師会の中ではどのような話になってみえるのか。

答（保健福祉） 今回、認知症の委託料ということで、医師会にお願いをさせていただきます。それで、市内医療機関、18機関あるんですが、内

科を標榜してみえる機関が、9 医療機関。それで、1 年ごとの交代制で当たっていただくということで、認知症のサポート医の方、4 名みえます。たまたまですが、初年度は、このサポート医の方が担当していただけるというふうに聞いております。

問（9） それでは、今、サポート医、認定医の大もとでないドクターの方もみえると思うんですけども、そういった方々に対してしっかりと、そのサポート医の、担っていただけるような要請というものも含めてやっていただくことにしていただければと思いますけども、それは、また逆に、別の費用が発生するような気がしてならないんですけど、その辺のところはどうなんでしょうか。

答（保健福祉） 私ども、認知症サポート医の方をふやしていくこと。これも、市の大切な責務であると思っております。こうしたものについては、やはりどうしても費用負担が発生するというので、市としても、そちらの財政的な支援もしていくこと考えております。支援方法については、これから検討させていただくということで、よろしく申し上げます。

問（9） 市民の方々は、内科標榜のドクターでなくても、やはりドクターは、ドクターなんですよね。そういった点で、特に、例えば、整形ですとか、眼科ですとか、そういったところというのは、高齢者の方々が結構使われる診療科目になるものですから、そういったところのドクターにも当然、その認知症としての、その認識をしっかりと高めていただくことが、非常に大事ではないかなということも思いますので、ぜひとも医師会との連携をしっかりと培っていただいてですね、ぜひともいい事業にしていただければと思います。

問（11） 131 ページの1 項、2 目ですけども、マシンスタジオの運営委託料ですね。3, 160 万7, 000 円計上されていますけども、この利用者は、どれくらい見込んでいるのかお答えください。

答（保健福祉） マシンスタジオの利用者ということで、昨年度との比較をちょっとさせていただきますと、平成24 年1 月までが、3 万2, 62

6人ですね。平成25年1月まで、平成24年度になりますが、こちらのほうが、3万3,707人ということで、1,000人ほど増加をしております。現状は、そういう状況です。

問(11) その下になりますけど、マシンスタジオ機器借上料となっておりますけど、どちらに支払われる予定なんですか。お答えください。

答(地域福祉) これは、契約のほう、日立キャピタル株式会社と契約しております、そちらのほうにお支払いをいたします。

問(11) マシンスタジオのマシンですけども、専門家が見ると、違う動作をしても同じ効果の機器があつて、少ない利用者の場合だと、それはもったいないというようなことを言われた専門家の方がみえますけども、そういう点は、どういうものが入っていて、どういうふうになつてるのか、お答えください。

答(地域福祉) まず、心肺持久力系のマシンが15台あります。あと、筋力系マシンが、8台。あと、筋力系マシンでも高齢者向けのものが、6台。あと、リラクゼーション機器、4台。主なものとしては以上です。

問(11) 総人数で言われて、3万3,707人というふうに言われておりますけども、平均に直すとどれぐらいとか、試算をお願いします。

答(保健福祉) 平均という出し方と言うよりも、私どもは、65歳以上か、65歳以下かというような出し方をしております。これは、料金の部分で違いがあるということで、私ども、65歳以上で比較をしてみますと、平成23年度、同じく平成24年1月までが、1万8,900人。平成25年1月までが、1万9,500人ということで、高齢者の部分について増加をしていると、現状は、そういう状況となっております。

問(11) 日々のというか、1日何人ぐらいが利用しているのかというのも、お聞きしたいんですけども。マシンスタジオ。

答(保健福祉) ちょっと、今、電卓をたたいていないので、何とも言えませんが、先ほど言いましたように、平成25年1月末までに、3万3,707人ですので、これを10で割ると一月あたりが出ますし、おおむね、

それを30で割ると1日当たりが出ますので、すいません。

問（11） 後で出してもらおうと、うれしいですけども。要は、利用率が今後ふえるといいわけでありまして、というのも、100円いただいているというふうに、65歳の方も100円、利用料いただいているということで、やはりこの100円、無料にするという方向では考えられないか、お答えください。

答（保健福祉） 実績の数字を、申し上げさせていただきました。100円を取った後でさえ65歳以上の人数は、増えているという現状となっておりますので、よろしくお祈いします。

問（13） 生活援助費、ページ141。この右側の説明のところに、4番、リバースモーゲージ事業というのがあります。前の市長からの肝いりの施策だと思っておりますが、今までの実績を、ちょっとお教えいただきたいと思ひます。今、この予算見ますと、ほとんど委員の報酬だけだという感じもしますけれども、お祈いをいたします。

答（保健福祉） リバースモーゲージにつきましては、制度開始当初からまだ利用者は1件もありません。

問（13） ということは、うちのまちにとって、この施策といひますか、合っていないということというふうに理解をしていいんですか。

答（保健福祉） このリバースモーゲージ制度、制度自体は、利用者がありませんけど、私ども、セーフティネットの一つの選択肢として、非常に重要であると思ひております。利用者があるということより、制度があることが重要であるという認識でおりますので、よろしくお祈いします。

問（11） 133ページ、1項、3目、障がい者地域生活総合支援業務委託ですけども、どのようなことを支援しているのか、具体的にお祈いしたいのと、また、平成22年度からの実績など、お祈いしたいと思ひます。

答（地域福祉） この障がい者地域生活総合支援業務委託料につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたが、いきいき広場にあります障害者

相談支援事業所の運営の委託でございまして、現状、この相談支援事業所のほうで、障がいの方が相談にみえた場合に、例えば、在宅の中で、不安なく暮らしていただくためにどういったサービスが必要かということ、見立てを行いまして、サービスにつなげていくことを主にやっております。それで、平成23年、平成24年の中では、就労支援の部分も委託の中で取り組んでいただいております、就労支援の部分では、非常に成果が上がっていると認識しております。

問（11） 頑張っていると思っておりますけれども、135ページの1項の5ですけれども、障害者福祉タクシー料金助成費ですけれども、料金、基本料金を補助する制度だと承知しておりますけれども、これちょっと内容を説明してください。

答（地域福祉） この障害者福祉タクシー料金助成ですが、身体障がい者の方であれば、1級から3級までの方。知的障がい者の方であれば、A判定、B判定の方。あと精神障がい者の方であれば、1級、2級の方に対して、タクシーを利用された場合に、初乗り料金プラス、例えば、御自宅までお迎えにきていただくようであればお迎え料金も含めて、助成をしている制度でございます。

問（11） 最高で、みた感じで、制度をちょっとホームページのほうで調べてみたんですけれども、月に最高で8枚が、最高だというふうになっておりますけれども、ほぼふやすというか、そういう考えはないのか。また、刈谷豊田総合病院。例えばの話ですけれども、刈谷豊田総合病院に行く場合は、2,000円から3,000円ぐらいかかるのではないのかなと思っております、基本料金だけではなくて、全般的に支援するっていうことも考えられないか。大変ですので、考えられないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

答（地域福祉） 最高で月8枚ということで、年間96枚ですが、これは近隣市と比較しても、高浜市のほうがたくさん交付しているというふうに考えております。また、あくまでも初乗り料金だけ今後も助成していくと

いう考えでありますので、よろしく願いいたします。

問（５） １５７ページをお願いします。こども発達応援事業の５歳児健診の健診受診率と専門職の相談件数とを、教えていただきたいと思います。

答（保健福祉） 健診の受診率と相談件数ということで、平成２３年度の実績と現時点での比較をさせていただきますと、平成２３年度の５歳児健診の受診率は、８２．８％で、専門職の相談件数は、４７３件でした。本年度１月末の時点での数字になりますが、健診の受診率が、８８％。専門職の相談件数も大幅に伸びておりまして、本年度の相談件数は、３月末では、８００件を超える、そのように見込んでおります。

問（５） 新聞紙上とか、いろいろ騒がせている。例えば、５歳健診まで全く、その何ですか、病弱だとかいって、そういったことで、親が健診を受けさせなかったというようなことで、実は、出生届けだけで出して、お母さんが亡くなるというか、死亡させていたというような報道、事件があるんですけど、こういったあれで小学生まで、５歳児健診を受診した子供の就学後のですね、フォロー等も大切になってきているんですけど、こういった、教育委員会との連携はどのように進めておるか、少し教えていただきたいと思います。

答（保健福祉） 教育委員会との連携ということですが、名古屋大学の発達心理教育研究センターというところがあります。こちらのほうが、他の市町村において、従来から５歳児健診の取り組みをされてみえて、その子供たちは、既に就学をされ、小学校でのフォローも実施をされてみえます。この研究センターからも、これから具体的なアドバイスをいただきながら、教育委員会との連携に力を入れていきたいと思っております。

問（１１） 先ほどの１３５ページの障害者福祉タクシー料金助成費なんですけども、先日、ちょっと市民の声がありまして、運転手の態度がよくないとの声が聞こえてきたんですけども、どういうふうに対応されているのか、お願いします。

答（地域福祉） そういった声は、こちらのほうに入ってきていないんで

すが、もしそれがあったとしても、それはあくまでもタクシー会社側の問題であって、そちらのほうで対応していただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

問（11） 139ページの1項、9目ですけれども、居宅介護支援対策事業なんですけれども、現在、居宅介護用品の委託は、どちらに委託されているのでしょうか。聞くところによると、いきいき広場で、その介護用品についてはすべてやってしまって、普通の商店の部分では、介護、売れなくなってしまったというようなことを聞いていますので、そういう点ではいかがでしょうか。

答（介護保険） 居宅介護支援券におきましては、市内の薬局店、ドラッグストアだとか、一般の民間の薬局店だとか、そういったところでお使いいただけるように登録制をしいております。決して、いきいき広場だけではございません。

問（11） では、そういうふうに聞いているんですけれども、ただ、売り上げ減ったということを聞いています。そういう点でも、少し考慮いただけないかなというふうに思います。次にいきます。141ページの1項の10目ですけれども、この事業、住宅手当緊急特別措置事業ですけれども、どのような事業で、なぜ、この367万円から115万円に減らしたのか、お答えください。

答（地域福祉） この住宅手当緊急特別措置事業につきましては、離職者の方であって、就労能力や就労意欲のある方のうち、住宅を喪失された方、または、喪失のおそれのある方に対して住宅の確保と就労機会の確保を支援するために、家賃分を手当てとして支給するという制度でございます。減額の理由といたしましては、先ほど申し上げたように、就労支援に取り組んでいるようなこともありまして、生活保護者だけではなくて、生活困窮で、相談にみえた方に対しても、就労支援を行ったことによりまして、こういった住宅手当を支給せずに就労につながったりとか、あとまた、その全体的に、やはりこの住宅手当の相談者も、ほとんど減ってきておりま

すので、その関係上で減額としております。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時10分

問（11） 145ページの1項の15目です。後期高齢者福祉医療事業ですけども、これ、一人世帯の方が、75歳以上の一人の方で非課税の方が、医療費が無料ということの事業だと思っておりますけども、これに対して夫婦二人の非課税まで条件を広げられないかという問題があります。いかがでしょうか。どういうお考えでしょうか、お答えください。

答（市民窓口） 福祉医療全般に関わることだと思っておりますが、限られた財源の中で福祉医療をいかに、どのように行っていくかという観点から、今の現状におきましては、拡大は大変難しいものというふうに考えております。福祉医療全般を、どのようにしていくかという観点が大切であるというふうに考えております。

問（11） これをやることによってね、高額な医療が受けなくて済むということにもつながると思っております。そういう点ではいかがでしょうか。

答（市民窓口） 平成25年度から平成30年度、こちらのほう、福祉医療がどのようになるかということを試算させていただきますと、おおむね平成25年度の当初予算では、4億9,000万円ほど扶助費を上げさせていただいておりますが、平成30年度におきましては、6億円ぐらいになるだろうと、このような上昇になるというふうにみております。こうしたことから考えまして、今、限られた財源の中で福祉医療をどのようにしていくかという観点が重要だと考えておりますので、よろしくお願いたします。

問（11） 次に、149ページ2項の2目ですけども、保育対策等促進事業運営委託料と地域子育て支援拠点事業運営委託料とありますけども、これについて、どんな委託料なのかお答えください。

答（こども育成） まず、保育対策等促進事業運営委託料でございますけれども、これは主に、日曜、休日保育を実施する民間園さんへの委託料でございます。それと、地域子育て支援拠点事業運営委託料でございますが、これは、やはり民間園で、子育て支援施設をもっておりますので、そこに対する委託料という形になっておりますので、よろしくお願ひします。

問（11） 次に、151ページ、2項、2目ですけれども、保育園空調設備設置工事費、これ、どちらのほうに設置するのかお答えください。

答（こども育成） 空調設備でございますけど、まず、吉浜北部保育園のほうに、1歳児のエアコンが故障、調子が悪いようでございますので、これを直します。それから、3歳児、4歳児、5歳児と、今までエアコンがありませんでしたので、吉浜北部保育園に入れさせていただきます。次に、高取保育園でございますけれども、こちらのほうも、4台。3歳児、4歳児、5歳児という形で、3歳児が、こちらは2部屋、保育室が2部屋ありますので、こちらに、空調機を入れていくという工事でございます。

問（11） あと、153ページ、2の3の3目ですけれども、今回、この中にもありますけれども、家庭的保育推進事業ということで、5人。1カ所ふやすということ、説明でいただいておりますけれども、あとの事業は、弾力運用ということですが、全員が入れるのかどうか、ちょっと、これからの平成25年度の事業の中で、これが解消できるのかどうかお答えください

答（こども育成） 残念ですが、全て平成25年度、今回、弾力運用と家庭的保育だけでは、待機児のほうは、解消は難しゅうございます。ただ、今後、この一般質問でもございましたが、保育所をふやしたりしてきますので、そちらの中での解消を、目指していきたいと思っております。

問（11） 155ページの2項の3ですけど、吉浜児童センター運営委託料と中央児童センター委託料と金額が違いますけれども、どういう違いがあるのか、どういうふう運営されるのかお答えください。

答（こども育成） 運営の内容は、ほとんど同じでございます。ただ、法

人でそれぞれの特色はございます。委託料につきましては、基本的には、あちら側の法人さんのほうの在籍される職員さん、こちらの給料で積算をしておりますので、配属される職員さんの賃金は、それぞれ違いますので、その中での積算で行っているというものでございます。

問（11）　ということは、人数は変わるのですか。変わらないのですか。

答（こども育成）　職員さんの人数ということで、理解させていただきます。これは、児童センターそのものも、それから児童クラブと両方やっておりますけども、相対的な職員の人数は3人ということで、それぞれ児童センターが対応しますもので、変わりません。

問（11）　その下になりますかね。地域組織活動育成費補助金ですけども、この補助金は、どういうところに補助されるのかお答えください。

答（こども育成）　これは具体的には、各児童センターでやっております、母親クラブですね。こちらに対する補助金で、1クラブ、10万円という形で補助金を出しております。

問（11）　次ですけども、157ページです。2項、12目、たかはま夢・未来塾事業ですけども、この事業の内容と実績、今後、この平成25年度では、どういうことをやっていくのかお答えください。

答（文化スポーツ）　たかはま夢・未来塾でございます。今年度は大きく二つのプログラムにわけて実施してまいりました。年間を通じての固定プログラムであります、地域教育プログラムというもの、そして学校の講演会を主体としました、学校教育プログラムというもので実施してまいりました。来年度、平成25年度につきましては、これまでの事業のあり方をもう一度見直しまして、固定のプログラムとしましては、三つ、ロボットクラブ、少年少女発明クラブ、そして、たかはまビデオクラブ。この三つを年間の固定プログラムとしまして、あとほかに、子供たちの自主的な気づきを与えていくという面から、短期に期限を絞りましたプログラム、題しまして、「チャレンジエンジョイプログラム」と題しておりますが、こちらのほうを、6プログラム実施してまいる予定でございます。

問（11） これに対して、ロボットクラブだとか、内容に対しての定員だとか、いうのはわかりますか。

答（文化スポーツ） 平成25年度の定員でございますが、ロボットクラブのほうが、48名。今、申し上げているのは、年間の固定プログラムのほうでございます。ロボットプログラムが、48名。少年少女発明クラブが、43名。たかはまビデオクラブが、20名でございます。それから、期限を区切って行います「チャレンジエンジョイプログラム」でありますものづくりに関しましては、26名。ディベートに関する講座では、13名。漫画に関するプログラムでは、17名。実験を通して科学を学ぶというものでは、40名を定員とさせていただいております。既に、申し込みのほうが終わっております。定員からあふれたものが、先ほど申しました、「チャレンジエンジョイプログラム」の漫画のプログラム、そして、実験を通して科学を学ぶプログラム、この二つのプログラムが、定員をオーバーして抽選となっております。

委員長 鷺見委員、まとめて質問をお願いします。

問（11） 最後ですので、159ページですけども、3項の2なんですけども、これ生活保護事業の中で、臨時職員の賃金ということですけども、これ先ほどのあれとダブルような感じですけども、ハローワークの方とは別の方も入っているのではないですか。お答えください。

答（地域福祉） ここの臨時職員は、あくまでも就労支援を行うハローワークOBの方、1名の分でございます。

4款 衛生費

問（9） 167ページの地域医療振興事業ですけども、これ病院事業運営費補助金の予算の算定根拠を、また中身の部分を教えてください。

答（保健福祉 主幹） 病院事業運営費補助金、1億6,310万円の内訳でございますが、まず、運営に要する経費といたしまして、1億円を支

援させていただきます。この1億円でございますけれども、従来の赤字額の一部を負担するというのではなく、高浜市からの医療ニーズに対応していただくための財政支援として位置づけております。詳しく申し上げますと、高齢化の進展に伴いまして、介護認定者がふえ続ける中、要介護状態に陥っても在宅で暮らし続けるためには、介護に医療を結びつける必要がございます。このため、高浜市といたしましては、高浜分院内に訪問看護ステーションを設置していただくことを条件に、運営費補助を行うこととし、双方合意に至ったものでございます。それから、減価償却費相当額として、2,000万円。これは病院を民間移譲した際に、医療法人豊田会が行いました、リフレッシュ工事2億円を10年で分割返済させていただくというものでございます。それからもう一つが、これは医療法人豊田会に対しての財政支援になりますが、地域医療、救急医療の確保及び振興のための設備運営経費といたしまして、刈谷市が負担する額の30%、4,310万円を、地域医療救急医療振興事業補助金として出しておりまして、合わせまして、1億6,310万円でございます。

問(9) 今、言われた、今までの赤字補填という考え方ではなくて、医療と介護の連携をするための訪問看護ステーションの設置で合意に至ったというお話を、今、伺いましたけれども、これ全くわかりませんよね。説明がなければ。非常に、僕は市民に対していいことだと思っておりますよ。さらに、その分院との連携、本院も含めてですけどね、刈谷総合病院さんとの連携というのは、しっかり含めていかなければ当然地域医療というのは、確保は難しくなっていくということを考えておりますので、ぜひそういう部分は、しっかりと表に出していただかないと、同じように、これこのままでしたら、我々、この予算書しかないわけですので、逆にいうと、単なる赤字補填で、僕は1億円だと思っていましたから、単純に。ですから、そういう部分は、当局からもっとしっかり発信をすべきだと思っておりますけど、その辺のところをどのようにお考えですか。

答(保健福祉 主幹) 委員おっしゃるとおりでございます。実際に、

医療法人豊田会が行っております高浜分院の運営状況でございますが、なかなか、特に外来の患者さんが戻ってこない中で、今年度、大体、年間で2億円程度の赤字が出る予定をいたしております。今年度につきましては、1億5,000万円を上限に、財政支援をさせていただくというお約束になっておりますが、次年度も赤字額につきましては、ほぼ同額が見込まれておる状況でございます。当初、医療法人豊田会との協定書の中には、原則、移譲後3年間、赤字補填をさせていただくというお約束でございましたので、当然、豊田会との運営協議会の中で、先方からは、お互いに協力をして、この地域医療を支えていくために、ぜひ引き続き財政支援をしていただきたいというニーズが、当然のようにございました。そんな折に私どもが、介護認定者がふえ続ける中で、在宅を推し進めていくために、何としても、訪問看護ステーションというのを高浜市立病院時代は行っていたわけなんですけど、ぜひ4年ぶりに再開をしていただきたいという思いがございまして、ここの部分をお願いしたところ、ある程度の財政支援をいただけるのであれば、豊田会として、この高浜分院内に、訪問看護ステーションを設けていただけるというお話になりましたものですから、双方合意に至って、今回、このような形になったわけでございますが、情報発信の部分が、非常に遅れておりましたことにつきましては、委員、おっしゃるとおりでございますので、今後、積極的に地域の皆様方へ、こういった情報を発信していくように努めたいと考えております。

問（9） ぜひそれをお願いしたいというのと、それから今後、この連携がしっかりと定着するのであれば、逆にいうと、予算書上も、運営経費という形で、僕は載せるべきだと思うんですよ。その辺のところは、今後のこととして、一度、お考えいただきたいと思います。

問（11） 先ほど、167ページ、4款、1項、3目、地域医療振興事業のうちの病院事業運営費補助金についてなんですけども、いろんなものは、内訳については説明いただきましたけども、北病棟の建て替えだとか、そういう意向がちょっとわからなくて、この場合は、今年の場合は、出て

こないということですが、今後、どのような感じ、進んでいくのか、お答えください。

答（保健福祉 主幹） 刈谷豊田総合病院高浜分院につきましては、既に築後28年を経過をいたしまして、かなり付帯設備の部分で、老朽化が目立っております。医療法人豊田会との協定書の中で、この高浜分院の建て替え、いわゆる大規模改修につきましては、20億円を限度といたしまして、原則、移譲後4年目以降に支援をさせていただくというお約束になっております。ところが、今年度、赤字補填をさせていただく、それから来年度、訪問看護ステーションを設置していただくことを条件に、運営費補助をさせていただくということで、こういった補助と合わせて、こういった建て替えの支援をさせていただくのは、非常に私どもも、財政上厳しいということを申し上げておりますので、こういった、財政支援をさせていただく間については、建て替えについては行わない。補助をさせていただかないというお約束になっております。ただし、冒頭申し上げましたとおり、かなり建物は老朽化いたしておりますので、今、医療法人豊田会の中では高浜分院の建て替えを、計画をしておる状況でございます。現在の場所に建て替える。あるいは別の場所へ移転するといった、いろんな候補が出ておまして、今、選択肢の中でいろいろと豊田会の中で、検討されておるといって状況でございます。

問（11） この協定書の中では、10年をめどにということですので、計画がはっきりしたところで、そのいくらかかるのかという問題もありますけども、どういう形で発生、5年間で補助を出していくのか、また10年間、また延ばしていくのかって問題にも関わってくるので、その点はっきりして欲しいと思いますけど、いかがですか。

答（保健福祉 主幹） 医療法人豊田会と締結をいたしました協定書の2条に、高浜市と医療法人豊田会は協力をして、10年以上、病院の運営に努めるものとするという規定がございます。その中で、高浜市の財政支援といたしまして、高浜分院の改修費ということで、現在、20億円の債務

負担行為が組んであるところでございますが、当初は、移譲後4年目から2億円ずつ、10年かけて豊田会に財政支援をさせていただく予定でございましたが、御存知のとおり、今、建て替えのほうで、4年目以降でございますが、まだ延びているという状況でございますので、今後、具体的に建て替えの話が医療法人豊田会から上がってきた段階で、財政支援の計画につきましても、改めて協議をさせていただく予定をいたしておりますが、いずれにしても、債務負担行為として20億円、高浜市は負担をさせていただくお約束となっておりますので、よろしく願いをいたします。

問（11）　そういうことをしっかりみてほしいということもありますし、豊田会の協定書も大変一方的なものだと感じますので、その点は、ちょっとやっていただきたい。161ページ、1項、1目ですけれども、保健センター施設維持事業ですけれども、何か変更があったのですかね、消耗品や光熱費、修繕費など、ごっそりと費用がなくなって、今回の平成25年では、なくなっているんですけれども、これいかがですか。どういうふうに、変更されたのかお答えください。

答（保健福祉）　保健センター施設の維持につきましては、平成25年度から、今まで集団で実施をしていた予防接種を、全て個別接種にさせていただくということから、平成25年度以降は、今までの分院隣の保健センターは、一応、使用していかない想定をしておりますので、よろしく願いします。

問（11）　1項の2目ですけれども、今度、老人・成人保健事業なんですけれども、これ、平成24年度は、103万円であったのが、平成25年度は、420万5,000円増額されていますけれども、これについては、何か理由があるのですか、お答えください。

答（保健福祉）　これは賃金のところですね。賃金につきましては、保健師のほうの1名分の賃金を、ここの中で確保させていただいたということで、増額分は、保健師分です。

問（11）　次は、予防接種事業なんですけれども、高齢者肺炎球菌ワクチ

ン予防接種費助成金ですが、何人の方が受けられて、あと何人ぐらい残っているのか、お示してください。

答（保健福祉） 何人の方が、というところですが。実は、この高齢者の肺炎球菌の予防接種は任意接種ですので、市が、その情報を管理することはありません。従いまして、市として、どの方が、肺炎球菌ワクチンを接種されたかということは、把握しておりませんので、よろしく願います。

問（11） 把握されてない。把握しないということですね。次にいきますけども、169ページの2項の1目ですけども、平成24年度予算では37万円。印刷製本費ですが、平成24年度では、37万円、平成25年度337万円というふうに増額されてますけども、これはなぜでしょうか。

答（市民生活） 169ページのごみ減量リサイクル推進事業の印刷製本費の御質問かと思いますが、この内容につきましては、平成25年度に、高浜市のごみ処理基本計画の見直し、改定時期でございまして、その改定した内容の計画書と、あとは概要版の印刷製本費といたしまして、300万円見込んでいる内容となっております。

問（11） この計画書ですけども、これは市民の方に、市民の方にかどうか、概要を説明するようなことは、ものは考えてますか。

答（市民生活） はい。当然、これは市民の皆様の方に影響が出るものでございますので、現時点では、概要版の作成をもってそういった周知を図ってまいりたいと考えております。

問（13） それでは、166ページ、簡単に伺います。4款、1項、5目の環境対策事業のところ、大気汚染自動測定装置保守管理委託料がございまして。これは、今、新聞でいろいろございまして、いわゆるPM2.5の測定は、まだ含まれていないとは思いますが、ああいった国でございまして、季節によっては、非常に大きな数字になってくるかなというふうな気がいたします。それについて、今後の対策は、どうされていくかというようなことを、ちょっとお伺いしたいと思っております。

答（市民生活） こちらのほうの、予算書の167ページにございます、大気汚染自動測定装置保守管理委託料の中に、ご指摘のとおり、PM2.5の測定内容は含まれてございません。その中で、こういった対策をという御質問でございますが、実は、PM2.5の関係ですが、黄砂の関係で、3月末から5月にかけて対策は特に必要だと言われております。御承知かと思いますが、環境省のほうで暫定指針というものが作成されまして、これに沿った対策を講じていくことを想定しておりますが、具体的には、既に、私ども光化学スモッグの緊急対策連絡網というものがございます。この連絡網を使いまして、特に、その心配である高齢者の方と子供たちに対して、小中学校、保育園、幼稚園、障がい者施設、高齢者福祉施設などに対して、屋外の活動を控えるような注意喚起を行ってまいりたいと、このようなことを今後行っていこうと考えておりますので、よろしく願いいたします。

問（11） 171ページですけれども、2項、2目、墓地費ですけれども、市営の墓地が、空きがないと聞いていますけれども、この予算を見る限りでは、設置するような金額だとか、そういうのを考えられてないんですけれども、どうするのかお答えいただきたいと思います。

答（市民生活） 市営墓地につきましては、設置をする場合に、当然、市域が13平方キロメートルと狭隘であることのほかにも、やはり住宅密集地は、当然、避けなければいけないということの地理的な条件がございまして、なかなか設置が難しい状況です。従いまして、権限委譲による、今まで保健所さんがもっていました、宗教法人がもっている民間の墓地の台帳というものが、市のほうの事務となりました。そこでこういった、墓地の台帳の情報や何かをもしお求めの方については、提供できるようなことを考えておりますので、現時点では、市営墓地というものは考えておりませんので、よろしく願いいたします。

問（11） 先ほどの磯貝委員の167ページの環境対策事業ですけれども、放射線測定器も、本当にいるのではないなかなと思うんですけれども、いかが

ですか。お答えください。

答（市民生活） 放射線の測定器のほうについても、かなり広域に影響が出るものでございまして、愛知県のほうで、常時監視をしております。そのデータのほうも公表されておりますので、そちらのほうを使っていきたいということで、本市独自で購入する考えは、今のところございませんので、よろしく願いいたします。

問（５） １７１ページと１７３ページの中で、衣浦衛生組合の分担金、それから斎園分。大幅な減となっているんですけども、先ほどの説明のように、要するに、ごみ処理基本計画で、ここまで減るのか、そこら辺の中身を、ちょっと理由等を教えていただきたいと思います。

答（市民生活） まず、１７１ページのごみ処理事業の衣浦衛生組合分担金の減額の理由でございしますが、これは昨年度、し尿等の下水放流施設の工事完了によるものの減でございします。この工事完了により、約７，９００万円ほど減額となっております。続きまして、１７３ページにございします環境衛生事業の衣浦衛生組合分担金（斎園分）の減額分でございしますが、これは斎園のほうの火葬炉の煙突の修繕が終了したことによる減額となっておりますので、よろしく願いいたします。

５款 労働費

問（１１） １７３ページですけども、１項、１目ですが、勤労福祉事業というのがありますが、これは、何をやるのか、お答えいただきたいのと、実績をお願いしたいと思います。

答（地域産業） この事業につきましては、愛知県の連合さんのほうと西三河地域連合協議会と労働福祉協会さんのほうに、補助金という形でお出しして、労働福祉の支援をしているものでございます。

問（１１） その支援の内容は、どういう内容なんでしょうか。

答（地域産業） 各協会さん、協議会さんとか労働福祉協会さんのほうで、

レクリエーションとか、そういう労働福祉のほうにいろいろ活動してみえますので、その一部に当てていただいているというふうに、認識しております。

東日本大震災二周年により、亡くなられた方々に対し黙禱を実施

休憩 午後 2時45分

(黙禱時間：午後2時46分から午後2時47分)

再開 午後 2時51分

6款 農林水産業費

問(11) それでは、まとめていきますけども。177ページ、1項、3目ですけども、明治用水中井筋の改修事業ですけども、この全容をお示してください。それから、同じページの4目ですけども、農園事業ですけども、市民菜園管理委託料ですが、一画の広さと利用料、市民菜園の場所、利用状況などお示してください。179ページになりますけども、1項の5目、地域農政総合推進事業ですけども、これの成果と平成25年度はどのようなことをやっているのか、お示してください。その中の特産物開発プロジェクトは、どのような展開をしているのかお答えください。それについて、その下のほうにあると思うんですけども、衣浦東部行政圏環境保全型農業推進協議会は、事業に対してどんな役割をしているのか、お答えください。

答(地域産業) 明治用水の全容でございますけど、明治用水につきましては、現在、中井筋、高浜市内につきましては総括でお話しましたように、ほぼ72%完成しております、平成25年度、あと30メートル残しま

して、一部は名鉄のところを残しまして完了する予定でございます。それで、年度としましては、一応、平成26年度に完成しまして、いわゆる治水を保つというんですか、治水のために完了するものでございます。用排水、用水じゃなくて、排水のほうでございます。それと、179ページの地域農政総合推進事業は、どういう事業かというものでございますけど、市民菜園につきましては、管理委託につきましては、場所につきましては湯山町の湯山住宅の前、隣でございます。区画につきましては、100区画でございます。賃料にしましては、1区画、4,800円で、現在、皆さん全部借りていただいている状況でございます。それと、地域農政総合推進事業の全容につきましては、農業振興の関係で、農振地域及び管理、いわゆる調整事業。いわゆる市街化調整区域の農地転用関係、いわゆる米の、昔で言う、減反なんですけど、米をつくったり、麦をつくったり、その調整をはかるものが主な役目でございます。特産物のプロジェクトにつきましては、委員も御承知のとおり、農業の収益を安定化するために、平成23年度から始めさせていただいております。その成果につきましては、8品目というものが、平成23年度から平成24年度にかけて、選定されておまして、現在におきましては、青茄子を主なものとして、主として来年度は売り出していこうと思います。それで、平成25年度につきましては、産直センターを中心に、青茄子のレシピですとか、つくられた方のお名前をきちんと紹介するとか、シールのようなものを貼って、きちんとこちらの特産物であるというようなものを示して、一度売り出していきたいというふうに考えております。それと、衣浦東部行政圏環境保全型農業推進協議会負担金でございますけど、これは、近隣の五市でやっています、いわゆる農業の環境保全の関係で、主に活動しておるものでございまして、一般的に、農業の中で環境負荷を少し下げて、そういう活動をしていくということで、衣浦五市で取り組んでいる活動でございます。

問（11） 8品目の一つは青茄子ということがわかりましたけども、あとは、何をプロジェクトでやっていくのかお答えください。

答（地域産業） 要は、プロジェクトで何をやっていくかというのは、特産品をこちらのほど皆さんと話ながらつくり出していく、いわゆる最終的には、こちらとしましては、農業のいわゆる農家の方の収益の安定化というのが最終的な目標ですので、6次産業化、いわゆる1次産業から6次産業までを農家が担えるような形を理想と考えて、そのステップの段階であるというふうに認識しております。

問（11） 具体的に、その8品目は、何をやって、8品目の種類は、何かということを知りたいんですけども。いかがですか。決まっていなければ、決まっていなくていいんですけども。

答（地域産業） 今、ちょっと持ってないんですけど、今、青茄子、それとタピオカ、それとインゲン、それから黒豆、豆関係のものという形で大体8品目選びましたけれども、土地とか、そういうものの中での関係で、実際に1年、平成23年度から平成24年にかけて、若干つくっていただいた形で、委員さんの中で選定してやって行こうというものについては、青茄子だけが、今現在残っているような形です。

7款 商工費

問（3） 183ページ、7款、1項、2目の21節になるのかな、まず一つ目が、上から4行目にあります、空き店舗活用創業支援補助金。こちらが、昨年、300万円の予算がついていたと思うんですけども、今回、15万円ということで、市内の空き店舗の活用等、何か成果があったりといったことをされてきたのと、その下の6のコミュニティ・ビジネス創出支援事業の交付金で、コミュニティ・ビジネス創出支援事業交付金の100万円の内容をですね、事業の交付金の内容を教えていただけたらと思います。

答（地域産業） 空き店舗活用創業支援補助金につきましては、平成19年から6年間やっていたわけなんですけど、それで、実績としましては6

年間で10件でございます。平成23年度につきましては、0件、平成24につきましては、1件ということで、コミュニティ・ビジネスのほうも新たに事業が立ち上がりましたので、その補助メニューとも一度見直しをかけるということで、一度、平成25年度については、休止させていただくということで、平成24年度に申請を受けて、平成24年度分の年間払うというのが決められた中でありますので、その残額を払うような形のものが、いわゆる15万円という形で、引き続き予算措置だけさせていただいて、一応、平成25年度制度そのものは休止という形を、今、考えておりますので、予算を減額させていただいているものでございます。

答（経営戦略） 2問目のコミュニティ・ビジネス創出支援事業交付金の内容ということでございますが、コミュニティ・ビジネスの創出支援事業というのは、地域に根ざした新たなビジネスの芽を育むことを目的といたしまして、地域において、コミュニティ・ビジネスを創業しようとする個人、事業者、または、市民広域活動団体に対し、財政的な支援を行うというものでございまして、内容といたしましては、コミュニティ・ビジネスを創業しようとする個人、事業者、または、市民広域活動団体に対しまして、対象経費の2分の1以内で、50万円を上限といたす創業支援交付金を、創業しようとする方からの提案にもとづき、必要な審査を経て交付するというものでございます。また、創業2年目につきましては、コミュニティ・ビジネスの継続的な運営を支援するということで、前年度に創業支援交付金の交付を受けた方に対しまして、対象経費の2分の1以内で、10万円を上限とする運営支援交付金を、前年度の事業評価の結果にもとづきまして交付するという、2本立てで考えてございます。なお、平成25年度につきましては、創業支援交付金の上限額、50万円の2件分ということで100万円を計上させていただいております。

問（3） 今、2件分ということでお伺いしましたけども、高浜市に限ってのことではないとは思いますが、そのコミュニティ・ビジネスの認知度というのが非常に、なかなか周知が図られてないというか、認知度

が低いというのもありますけども、位置づけだとか定義づけ等、教えていただけたらと思います。

答（経営戦略） コミュニティ・ビジネスの定義といたしましては、市民の皆さんが主体となって、地域の身近な課題を、地域の人材、産業、伝統的な技術や知識、既存施設などの地域資源を生かしながらビジネスの手法を用いて解決をし、これにより雇用や生きがいの創出につながり、その活動の利益を地域に還元するということを目的とする事業として位置づけてございます。

問（3） 先ほど、2件というお話がありましたけども、申請の手続き等、どういうふうになっているのかと、また今後、コミュニティ・ビジネスをやりたいなという人たちが、どこを見て申請の手続き等、確認していけばいいのかなというのを教えていただければと・・・。

答（経営戦略） 交付金の申請手続きということにつきましては、基本的には、市民予算枠事業の協働推進型における手続きに倣う形で考えてございまして、コミュニティ・ビジネスを創業しようと考えてみえる方からの提案を受けまして、事業担当グループ及び経営戦略グループの審査のほか、最終的には、学識経験者と市民で構成をいたします審査委員会の審査を経て、採択、不採択の決定を行いまして、採択された事業につきましては、提案内容を踏まえて、交付金の交付申請を行い、交付金の交付を受けて、コミュニティ・ビジネスを創業するという流れになります。また、創業1年目の事業が終わったときには、実績報告書というものを、提出をお願いいたしまして、その実績報告書と事業者からのヒアリングなどによりまして、事業評価を行い、その結果を次年度の運営支援交付金の交付額に反映する仕組みという形で考えてございます。どこへというお話ではございませんが、経営戦略グループのほうで、こちらの方窓口をさせていただいておりますので、私どものほうへお越しいただければというふうに思います。

問（11） 先ほどのところですけども、コミュニティ・ビジネス創出事業ですけども、進捗というか、今回は実際に募集するという形になると思

うんですけども、これどういったものかというのが、ちょっと具体的なものがちょっと見えて、どういうものがコミュニティ・ビジネスに当たるのかというのが、ちょっとみづらいような感じがしますので、ちょっと具体的な話をさせていただきたいなと思います。

答（経営戦略） コミュニティ・ビジネスの定義ということにつきましては、先ほど御答弁のほうさせていただきます。具体的にといいますと、地域で抱えている問題、そういったものを地域の方の人材、また、地域の資源、そういったものを生かしながら解決をしていくと、そして最終的に、それをまた地域に還元していただくというような内容になってございます。それで、冒頭に募集をかけるというふうにおっしゃられましたけれども、これはあくまでも申請者のほうから提案していただくという形でございまして、これまでコミュニティ・ビジネスの認知度が低いということもございまして、平成23年度からは、セミナーも開催をさせてきていただいております。そういった中で、今年の1月20日には、コミュニティ・ビジネスの事業プランの発表会というものもございました。そこには、100名を超す方の参加をしていただきまして、かなりの認知度が高まってきたというふうには理解はしてございます。

問（11） ですので、その100名。この前、集まったということで、その何か具体的な問題とか、そういうのがみえたのかどうかということも聞きたいと思います。

答（経営戦略） まず、それでは具体的に、1月20日の日に、事業計画のほうを、発表をいただいているんですけども、その中では、母と子の寺子屋の乳児教室だとか、障がい児の方の就活、あと、高齢者の方たちの健康を推進するといったような、そういった具体的な事業のほうの提案もしていただいております。

問（11） 次に、戻りますけども、181ページの1項、2目、地域産業振興事業ですけども、中小企業振興対策事業補助金は、どのような内容のものか御説明ください。

答（地域産業） 内容といたしましては、三州瓦協同組合への事業補助、鬼瓦技能認定組合への補助、三河陶器組合への展示会の補助、愛知県陶器瓦組合の見本帳ですとか、愛知県技術センターの窯業試験場への技術センターへの協議会への支援、瓦コンクール、そういうものが、主なものでございます。

問（11） それで、ちょっとまとめていきます。183ページの1項の2ですけども、経営近代化支援事業の事業内容と平成24年度の実績と、平成25年の予定をお願いします。次に、その同じページの産業経済活性化事業ですが、これも同様をお願いします。

答（地域産業） まず、経営近代化支援事業でございますけど、創業支援事業の補助、それと中小企業退職金共済組合加入促進の補助、それと商工会補助が、主なものでございます。まだ実績については、平成24年度については、今、計算中であって、実績そのものは、まだ上がっておりません。

答（経営戦略） 産業経済活性化事業につきましては、主なものといたしましては、企業誘致等に関する、いわゆる工場の新増設または設備投資と、そういったところに対する奨励金、それと経営革新による設備投資や販路拡大、展示会等への出展を行う、新がんばる事業者応援補助金といったものが主なものでございます。

問（11） これ活性化事業なんですけども、これ条例にあると思うんですけども、これ条例をお願いしたいと。条例をちょっと紹介していただきたいなというふうに、簡単をお願いします。

委員長 ちょっと、質問の内容が外になって、質問としては、意味がはずれてくると思いますので。

問（11） はい。それでは制度の内容を、もう少し詳しくお願いします。

答（経営戦略） この企業誘致の制度の内容につきましては、工場を新設する場合、また、増設する場合に対しまして、その固定資産税と都市計画税、これを3年間交付をするという内容になってございます。また、あと

一つ設備導入につきまして、200万円を上限として、これは単年でございますけれども、補助、奨励をするという内容でございます。それと、先ほどちょっと答弁もれがございまして申し訳ございません。産業活性化の実績というかですね。これまでに、9件の利用件数等がございまして、それと新がんばるのほうの実績につきましては、平成24年度、今年度が運用開始になってございますので、こちらのほうが、今のところ13件の申請という内容になっています。

8 款 土木費

問（5） 187ページの公有財産購入費と補償、補填及び賠償金、多分これは港線だと思っておりますけれども、これまでの進捗と予算の内訳について、ちょっとお示しを願いたいと思います。

答（都市整備 主幹） それでは、まず最初に、平成24年度末までの市道港線の進捗について御説明いたします。先行して実施しております港線の2カ所ございまして見通しの悪い区間につきまして、視距の改良、見通しを良くする及び歩道設置事業につきましては、横浜橋を渡ってすぐの横浜橋南工区について、愛知県の補助事業として、平成24年度末まで1件の用地を取得しております。さらに、残る地権者の方への補償を明確にするために建物等の物件調査を、この区間で全件に対して実施いたしました。もう1カ所のだるま窯付近につきましては、国の社会資本整備総合交付金をいただき、平成28年度に事業完了を目指し、平成23年度には1件の土地を取得し、平成24年度末には、4件の土地の取得と4件の物件補償と3件の建物等の物件調査を実施してまいりました。今回の平成25年度当初予算につきましては、だるま窯付近の物件補償と用地取得を継続して実施する予算でございます。187ページの土木費の公有財産購入費、2,472万円につきましては、だるま窯付近のものでございます。こちらにつきまして、今年度、引き続き道路の拡幅による3名の地権者に対しての

用地取得を実施していく予定でございます。物件補償費の8,459万円につきましては、4件の建物補償、建物及びそれぞれの構造物等に対する移転の補償でございます。

問(3) 同じ187ページの通学路安全対策工事費で、総括等でもですね、一般質問ですかね、ポールコーンだとかカラー舗装で対応していくというお話だったんですけども、高浜市内の全域の対象となるその通学路を全てカラー舗装とポールコーンを立てていくのかということと、あと、カラー舗装とポールコーンをどういうふうに道路幅等あると思うんですけども、そこら辺をどういうふうに使い分けていくのか、まあ交通量だとか、そういうのも加味してやっていくのかということと、あと、樋門の取り替え工事費について、スライドゲートの取り替えでということでお伺いしたいんですけども、ちょっと僕も勉強不足で申し訳ないんですけども、市内に樋門が何箇所あって、他の樋門について、現状、いろいろと点検がされてるのか、近年、また修復工事をしなければいけないところがあるのかどうか、教えていただきたいのとですね。197ページにちょっと書かれています。7項、1目の一番下に、耐震シェルター等設置費補助金というものが、これは民間でやるよというときに、補助金が出るものなのか、周知方法がどうなっているのか、お伺いしたいのと、あと一つ、ちょっと前に戻るんですけど、191ページの新規事業で、高浜ベイサイド計画とあったんですけども、過去に、何かベイサイド計画、似たようなものが確かあったと思うんですけども、これが、ただ単に再浮上したものなのか、419号線の高架に合わせて、道の駅の話等もちょっと聞いたことがあったんですけども、そういったものなのか、主要新規の事業の中の書かれていることを見ると、どうしても、つくったとしても何年か先には港の辺ということもあるので、碧南のほうにある、釣り公園だとか、そんなイメージになっていってしまうのかなと、どういうふうに活用も考えて話が出てきているのか、もとの話のスタートラインの辺も、ちょっと詳しく教えていただけたらなと思いますので、以上、4点よろしく申し上げます。

答（都市整備）　まず、最初に、通学路の安全対策工事ということで、高浜市、全学区の中のラインをという話で、点検をやっていくのかという、工事をやっていくのかという話なんです。高浜市の中の学校の先生、それと、学校のPTAの方、それと碧南警察署、それと都市防災、それと都市整備グループ、私どものところなんです。そういった委員、委員というより、その方が皆さん集まって、学校の通学路を点検させていただきました。その中で51カ所、ちょっと点検箇所の中でどうしてもやらなくて、青色のラインを引かなくて、緑のラインですね、ごめんなさい。緑のラインを引かなくてはいけませんとか、ポールをやったほうがいいのではないかという中で、今回、予算化をさせていただきました。小学校の5学区全部ですね。5学区を全部、全域をやらせていただくわけなんです。何もかも全部やるわけではなくて、悪い箇所、先ほど言いました、51箇所の点検部分をやらせていただくということが条件でございます。それとあと、グリーン色とラインとポールの違いというのは、どういうものかという話なんです。実は、普通のその車道部分しかないところにあると、歩道がないものですから、その白い部分とグリーン色の部分に線を引いて、車道と歩道を分離させようという、そういったラインを引くのが、グリーンライン。それとあともう一個、境界ブロック。車道と歩道が分離しているんですけど、実は、そのところで幅員や歩道が狭いだとかというところに介して、境界ブロックの上に、要は、65センチぐらいのポールを、ずっと5メートル間隔ぐらいに行なっていきたいという考えを持っております。普通からいうと、白だとか赤だとか、そういったポールがよく見られるのですが、そのところを、今回は通学路なので、白と緑にポールを設置してきたいなという、今、自分たちが提案しているだけの話なんです。そういった考えを持っております。それと、あと樋管につきましては、東海樋門のところ、昨年度の平成24年9月のときに、樋門点検をやったところ、老朽化して、要は、ボルト自体のネジがかなり老朽化していて、上げ下げに、もう、ちょっと支障がきたしまして、どうしても今の状況だ

と、上げ下げができないということで、どうしようかなという状況の中で、平成25年度に、いわゆる予算化をさせていただきまして、今年度、10月までに施工したいと思っております。これは、やはり台風時期が来ますので、それまでにやらないと、どうしてもできないのではないかと話でございます。その中で、あともう1個・・・

委員長 答弁は、簡潔にお願いします。

答（都市整備） あと樋管の部分が、何箇所あるかというのは、ちょっと海岸沿いと稗田川沿いと、あといろんなところにまだ準用河川のほうにも部分的にはあるのですが、点検につきましては、海岸には広域のほうの消防さんがやっておられると、それから、稗田川につきましては、私どものほうが維持管理は目視でやっておりますので、よろしくお願いいたします。もう一つ。ベイサイドのやつやります。ベイサイド計画につきましては、今、衣浦港務所、愛知県なんですけど、要は港湾計画の見直しをさせていただいております。その中で、ベイサイド計画の中で、要は位置づけで、そのところを貯木場のところを、今回、新たに人が集まるような施設にしたいというベイサイド計画になっています。その中で、要は、ベイサイド計画の中に、港湾計画の中に、ベイサイド計画の中を入れていただくために、今のベイサイド計画だけではだめなものですから、もうちょっと詳細に、その区域を委託を出して考えていきたいというふうに考えております。

答（都市防災） 市内の樋門ですとか、樋管、防潮扉でございますが、市内には、今回、直させていただきます東海樋門を初め、27カ所ございます。続きまして、耐震シェルターの関係でございますが、これまでも補助制度ということで、1件ということで、予算計上しておるのですが、これにつきましてはまだ実績がないという、補助実績がないというのが状況でございます。耐震診断の無料改修、あわせて耐震、改修工事の奨励補助に加えて、こういったシェルターのほうのPRをさせていただいておりますので、引き続きそれを実施していきたいと考えております。

答（都市政策部） 今、先ほどの樋門の改修のところで、数はというお尋ねがございましたが、都市防災グループリーダーが申しましたのは、高浜市が直接持っておる数ではございません。それプラス、まだ27カ所ってというのは、県の施設もございいますので、そこを管理の委託を受けているところもございいますので、市が直接管理している施設は、海岸沿いのほかに、先ほども都市整備のグループリーダーが申しましたように、河川にもございいますので、そういったものを含めてということで、ちょっと詳しく数は手元にはございませんので、御理解、お願いしたいと思います。

問（11） 178ページの2項、1目ですけれども、市道港線のこの購入費ですけれども、何平米を予定しているのかお答えください。

委員長 ページが、187。

問（11） 187ページ。

答（都市整備） 今回の用地費につきましては、353.4平方メートルを予定しております。

問（11） ちょっとまとめていきます。193ページの5の2、負担金ですけれども、これ193ページ、5項、2目、負担金。衣浦豊田道路建設推進協議会負担金なんですけれども、この協議会の目的とか、現在どのような協議をしているのかお答えください。

答（都市整備 主幹） 衣浦豊田道路建設推進協議会ですが、この道路は、衣浦東部五市と豊田市を結ぶ道路でございます。こちらの道路につきましては、衣浦臨海地帯と豊田市を結ぶ主要な幹線道路になっておりますので、その道路のいち早く、4車線化及び高架にする事業でございまして、そういったことに向けての要望活動や地域の皆様を含めた意見を聴衆したりという活動をしております。

問（11） これは、完成しているという認識があるんですけれども、その点はいかがですか。

答（都市整備 主幹） この道路自身は、平成6年12月に地域の高規格道路事業として認定されております。この地域では、最も重要な路線とし

て整備を要望して、現在進めております。高浜市内につきましても、国道419号線につきましても、用地は取得してあるものの、暫定的な2車線でただいま運用しております。刈谷市地域では、既に4車線化ということで、かなり事業は進んできておりました、それが、いずれ高浜市内につきましても4車線化ということで、道路を広くする事業として継続させていただきます。

問（11） 先ほどの借上住宅、195ページの6の1ですけども、歳入の部でも少しあったように思いますが、オーナーとの契約、市とオーナーとの契約というのは、あと何年で切れるとか、そういう契約内容はどうなっていますか。お答えください。

答（市民生活） 平成25年度までで契約満了となるものが、1件。平成26年度で、1件。平成27年度で、1件。平成28年度で、2件の、この5件を予定しております。

問（11） これ、平成25年、平成26年、平成27年、これ戸数は、いくつかわかりますか、

委員長 鷺見委員。同じ質問はしなしように

問（11） この戸数は、部屋の数、いくつお願いします。

委員長 同じことじゃないですか。

答（市民生活） それでは戸数のほう、申し上げますと。今から平成26年4月までもものが、16戸。平成27年3月までのものが、10戸。平成28年3月に返還するものが、10戸。平成29年に返還するものが、2件ございまして、それぞれ10戸となっております。

問（11） これについて、いろいろ問題をちょっと聞くところがありまして、入る段階で、その空いていた部屋の前に、ごみ一杯になっていたということがあったんですけども、これについては、オーナーとの協議は、どういうふうになっているのかちょっとお伝えください。

「全然、関係ないではないか。」と発声するものあり。

答（市民生活） おそらく、それがセンチュリー２１の個別の案件かと思うんですが、たまたま、お向かいのお部屋が空いているところについて、ごみを出す前日にごみが出ておったと、こういうようなことがありましたので、私どもそういったものは、当然入居者のほうにきちんと注意をさせていただいておるということでございますので、今、おっしゃられたケースというのは、非常にまれなケースとお考えいただければ結構かと思いません。

９款 消防費

問（９） １９９ページの消防団活動事業について伺いたいんですけども、本年、消防団１２０年、自治体消防６５周年記念大会ということで、１１月に、東京ドームのほうで全国的な規模の消防団の大会が開かれるということをお伺っておりますけども、ぜひとも、消防団の士気、高揚、そしてまた研修等のために、しっかりとこういうところの活動として出ていただきたいなということを思っておりますけども、予算的には、どちらのほうに含まれているのか。

答（都市防災） ただいまの消防１２０周年の関係でございますが、予算につきましては、１ページ跳ねていただきまして、２０１ページ、広域消防事業の中に計上させていただいております。広域消防の中の単独経費ということで、今回、正副団長、４分団の正副分団長様、合わせて１０名の方の旅費を計上させていただいております。大会につきましては、平成２５年１１月２５日、東京ドームにて開催されますので、よろしく願いいたします。

問（９） そのときは、大会のみということですかね。ほかに何か考えていることがあれば。

答（都市防災） 消防１２０周年とは別に、これは毎年なんですけども、幹部

視察ということで、枠取りで、東京1回取っております。過日も、正副分団長とお会いする機会がありまして、できたらこのときに合わせて、東北のほうへ行って、その帰りに消防120周年に、参加したいなというような御意向があるようですので、そういった方向で調整をさせていただくという形になるかと思えます。

問（11） 201ページの1項、1目ですけれども、衣浦東部広域連合分団金ということですが、高浜消防署も、この広域連合に入っているということなんですけれども、ただ、国基準の消防職員の数と現在の国基準の消防職員の数と現在の職員の数の比較を、今、お願いしたいなというふうに思い、教えていただきたいと思えます。

答（都市防災） 広域連合のほうで、こちらのほうは対応させていただいているので、ちょっと、今、私どもでは資料としては、持ち合わせておりません。

10款 教育費

問（2） それでは210ページ、2項、小学校費の2目の教育振興費のうちで、18節の備品購入費でございますけれども、図書購入費が、平成25年度は、120万8,000円。平成24年度では、150万円で、29万2,000円の減となっており、それから214ページ、3項、中学校費の2目の教育振興費の18節の備品購入費、図書購入費が平成25年度では、106万7000円、平成24年度では、65万円で、46万7,000円の増となっており、全体ではふえておるわけですが、非常に図書室というのはやはり、小学校にしてみても、中学校にしてみても、非常に大事な事業費ですので、もっと考えていただきたいと思うんですけれども、今年度の小中学生の数と、昨年度の小中学生の数がどのように変化しているか、それから、当然、これは図書の充足率だとかそういうものやなんか、昨年ちょっと聞かせていただいたんですけれども、ぜひ

ですね、小学校のうちから、小さいうちから、やはり本や何かは読んでいただいたほうがいいわけですので、ぜひその辺のところも踏まえて、ちょっと教えていただきたいと思います。

答（学校経営） まず、小中学生の平成24年度と平成25年度の児童生徒数ということでございます。児童生徒数につきましては、転入とか転出で、日々刻々動いておりますので、平成24年度につきましては、通常統計で使用される、5月1日現在の数で、平成25年度につきましては、今年3月1日現在の数ということで、御報告させていただきます。まず平成24年度につきましては、小学生の児童数が、3,030人。中学校につきましては、生徒数が、1,480人でございます。平成25年度につきましては、小学校が、3,040人。中学校が、1,490人ということでございます。

問（13） それでは、203ページの、教育指導事業。この報奨金の中で、ことばの学習活性化推進事業講師謝礼とあります。この、ことばの学習活性化推進事業の具体的な取り組みについて、説明をお願いしたいということ。もう1点は、205ページの教育活動支援事業。その内訳はどうなっているか、具体的な取り組みについて2点、お願いしたいと思います。

答（学校経営 主幹） まず、1点目のことばの学習活性化推進事業のほうでありますけど、こちらのほうは、来年度、県の委託事業になりますけど、新学習指導要領におきまして、言語活動の充実が改善事項として示されました。この国語を初めとする言語は、知的活動とか、それからコミュニケーションだとか、感性とか情緒の大切なものになるものです。これを受けて、国語に対する学習意欲の向上に向けて、外部人材を活用して話し合い活動を中心として、豊かな言語活動の充実に向けた事業づくりを行うために設置された県の委託事業であります。具体的には、アナウンサーだとか、落語家だとか、そういった、ことばのスペシャリストだとか言語活動の指導者による授業づくり、これを、高浜市の国語科の教員を中心にして行ってまいりたいと考えております。もう1点の教育活動支援事業のほ

うでありますけれども、こちらのほうは、外国人児童生徒等の通訳及びそれから早期適応指導員。こちらの賃金ともう一つサポートティーチャー、こちらの賃金が主なものです。本年度、外国人の児童生徒で取り出しが必要な人数が、小学校で72名、中学校で19名というふうに、合計91名と、かなり多くなってきています。通訳者2名を、7校に均等に配置しまして、ポルトガル語とかスペイン語、こちらの通訳を通して、学校生活、学習の支援、こういったものをするものであります。また、サポートティーチャーにおきましては、主に、小学校4年生以上、こちらの算数科における少人数指導事業と、中学校における英語科と数学科の少人数指導と、社会科の不足分に活用して一人ひとりに対する細やかな支援を、より確実にできることから児童生徒の学習に対するやる気の向上や学力向上につながる取り組みであると、このように考えております。

答（学校経営） 黒川委員のちょっと答弁漏れがございましたので、図書の充足率の関係ですけれども、平成23年度末の状況といたしまして、これは全ての小中学校で、充足率100%をいっております。小学校でいきますと、109.2%。中学校でいきますと、104.2%。小中の平均で、107.4%という状況でございます。

問（13） それでは、教育指導事業のほうで、国語科の先生を中心にとということでございますが、落語家さん、アナウンサーさんが、年間、何回という、いつごろ何回を計画してみえるかどうかということをお教え願いたいと思います。

答（学校経営 主幹） 現段階、教育委員会が主体となって行う事業として考えておりますので、公開授業と講師を招いた研究協議会を、最初に6月、それから夏の8月に、教員の研修会。それからさらに、10月に、同じように、公開授業と講師を招いた研究協議会を行いたいということで、大きな会につきましては、3回を予定しております。

問（15） 205ページになりますけど、いじめ・不登校対策推進事業委託料、30万3,000円が計上されておりますけども。まず、1点が

いじめの実態について、それから不登校の実態もですね、ちょっと教えていただきたいと。これ毎年、資料、見ますと、小学校は、全国の約3倍か4倍、中学校もやっぱり1.5倍。本当に、いつもショッキング的な数字が出ておりますけども、この原因をどのようにやはり分析しているのか、教育委員会として、もう一つ、市内の、これは、今、全体ですけども、市内の学校では、それぞれどのような、ばらつきと言うとおかしいんですけども、わかっていれば教えてください。それから、委託料は、多分、それぞれ学校において、これ使われると思いますけども、この30万3,000円、どのように使われておるのか。最後になりますけども、これだけ何年もやはり続いておりますから、やはりできれば有識者も含めたような専門的な対策チームというの、私は、立ち上げが必要ではないかと思えます。それと、もう1点がですね。209ページ、213ページに、学校給食の欄がありますけども、これも、前回、質問させていただきましたけども、今、この学校給食費の未納はどうでしょうか。状況は、どうでしょうか。もしあれば、その未納分については、どのように取り扱っているのか。また、そのような対策については、どのような対策を打っておられているか。以上、質問いたします。

問（学校経営 主幹） まず、いじめ、不登校の件について、お答えしたいと思います。いじめのほうでありますけども、統計で、今、いる数字につきましては、今年度は、大きないじめにつきましては、中学校で、1件というようなことであります。不登校につきましては、1月31日現在、本年度につきましては、小学校のほうで、19名。それから、中学校のほうで、52名という数字が出ております。先ほど、学校別というようなお話もありましたけども、学区でいうと、一番多い学区が、翼学区ということになります。したがって、この反動から中学校学区でいうと高浜中が、数が多いということでもあります。その原因のほうでありますけど、本年度の場合、小学校は、一番その不登校に陥る原因として大きかったのが、子供自身の無気力というようなものと、それから、親子関係を巡る問題。こ

れが原因としては、ワン、ツーを占めております。中学校のほうは、一番大きいのは、やはり同じように無気力という、子供本人の問題と、不安などの情緒的な混乱。こちらのほうが、ワン、ツーを占めております。この委託料の使い方でありまして、こちらは、先ほど委員がおっしゃったような形の校内のいじめ・不登校対策委員会で、講師等呼んで研修または事例研究を行うときの費用としております。今後、また有識者等を含めての、そういったことも念頭に置いて、また不登校対策推進委員会のほうで検討してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

答（学校経営） それから学校給食の未納の関係なんですけども、未納額につきましては全体の大体0.9%に当たります。取り扱いなんですけども、学校側から、督促状、催告状等を出していただくとともに、学期の終わりに保護者との面談がございますので、そういったところでも督促をしておるといってございまして。市教委としての対策は、学校からも相談がありますけども、未納が、今までしていないようなところが、2、3カ月続くというようなことに対しましては、就学援助への移行を働きかけてくれというふうな対策を施しております。

問（15） やはり、今、教育基本構想を立ち上げておって、高浜、頑張っておりますので、できれば、こういった、いじめ、不登校がですね、やはり少しでも減ることが、やはりまずは、僕は大事だと思いますので、今、言いましたような、なるべくいろいろな形での対策というものを、やはり練っていただきたいと思います。それから、この給食費の未納、0.9%と言われます、これは減っているのでしょうか。以前よりは。

答（学校経営） 一年前と比べますと、0.1ポイント減っております。

休憩 午後 3時49分

再開 午後 3時59分

問（3） 3点ほどお願いしたいんですけども、223ページにあります

5項、4目の11の需用費で印刷製本費というのが、昨年の予算にはなかったんですが、106万3,000円の説明とですね、次のページ、225ページのこども・若者成長応援事業の中高校生の居場所事業費補助金ですね。100万円のものなんですけども。これ昨年の予算見ると、委託料となっておりましたけれども。これが、なぜ補助金というような形になったのかと、補助する事業内容等をですね、あと、その下の5目の文化事業費のかわら美術館指定管理料というのが、昨年と比べると大分上がっていますので、こちらのほうの説明もよろしくお願いいたします。

答（文化スポーツ） 先ほど言っていたいただきました質問で、まず、223ページの青少年健やか育成振興事業の印刷製本費、160万3,000円につきましてですが、こちらのほうは、「子ども市民憲章」を広めるための絵本といたしまして、三種類ございます。子供向けの、「わたしはね」という絵本、そして大人に読んでいただきたい、「おとなもね」という本。そして「子ども市民憲章」を広めるためのパンフレット「ひろば」という、三種類ございますが、それぞれ在庫のほうがなくなってきております。こちらを再び1000部ほど印刷して、作成したいと考えております。それから、225ページのこども・若者成長応援事業、中高校生の居場所事業費補助金でございます。昨年度、委員がおっしゃられますように、委託料で組んでおりました。こちらを、今年度から補助金とした理由でございますが、委託という趣旨でございますと、市が行っている事業の一部、あるいは、全部を事業者に、そのまま実施していただくこととなります。事業者の自主性や創意工夫が発揮されにくいというふうに考えております。より子供たちの自主性や創意工夫を引き出していただくために、事業の概要を活動団体に決めていただきまして、その活動に対して補助をしていきたいと考えております。もう一つ、かわら美術館の指定管理料が増額になった理由でございます。こちらのほう、12月補正の際にも上げさせていただいたんですが、空調設備の改修に伴うものが、増額の理由となっております。具体的には吸収式冷温水発生機という空調設備の心臓部分に当たる

部分。これが、債務負担行為で、6,090万円という額を、12月補正でお認めいただいたんですが、そちらの分が増額の理由となっております。

問（3） こども・若者成長応援事業の中高校生の居場所事業費補助金ということで、活動団体が独自で決めていけるということなんですけども、補助する事業内容と、あと、どのような効果を期待をされてみえるのか、教えてください。

答（文化スポーツ） こちらのほうでございますが、昨年度、今年度と映画タカハマ物語の製作を通しまして、中高校生にスタッフの中心を担っていただいております。そして、中高校生の皆さんが自ら考え、自ら行動する必要性を学び取っていただいたと思っております。こうした学びを、より多くの中高校生に学び取っていただきたいという思いから、地域活動団体のお力をお借りしながら、事業を展開していきたいと思っております。具体的には、今現在検討されている内容といたしまして、より多くの中高校生がかかわれるように、音楽やダンスといったステージ系の事業、あるいは映像コンテストのような事業の展開を、検討されているところでございます。そして、どのような効果を期待しているかでございます。中高校生の居場所事業と申しますと、バコハの防音室の利用者を中心に出場者を集めて、コンサートを実施することを中心に行ってまいりました。しかし、思ったように集客につながらず、その結果、効果的な中高校生の居場所事業バコハのPRもできないような状況でございました。そこで、バンドありきという考え方を見直し、より多くの中高校生がかかわれるような事業を考え、その目標に向かって、皆で話し合いや作業を進めるため、これまで中心となってきた、バコハ運営スタッフだけではなくて、新たなメンバーも参加するという循環するしくみづくりを、支援していきたいというふうに考えております。

問（5） 209ページの工事費の中の高浜小学校北舎屋上補修工事費の計上なんですけれど、今も公共施設のあり方検討委員会で、多分、補修工事か何かも計画されておると思うんですけれど、こういった場合、これか

ら出てくる場合なんですけれど、緊急性を優先させるのか、そこら辺の関係のことを、少しお聞きしたいと思います。

答（学校経営） 高浜小学校北舎屋上補修工事費でございますが、この工事、高浜小学校校舎の北舎の西側の3階の解放廊下に、屋上から雨漏りが生じておるということで、通行に支障が生じるということで、屋上床の防水モルタルを補修後、防水塗装を施工いたしまして、雨漏りを防止するという工事の内容でございます。安全面を考慮いたしますと、先ほど委員言われましたように、公共施設のあり方検討における改修の実施までちょっと待てない状況だということで、当初予算に計上させていただいたということでございます。

問（11） 209ページの2項の1目ですけれども、学校給食運営事業なんですけれども、これ、中学校の給食にも、給食事業にも言えることですが、食材の放射能測定は、現在どのようになっているのか、また、こういう食材の産地だとか、そういうのは公表されているのかお答えください。

答（学校経営） 給食の食材の放射能検査ということで、今現在、今年の9月から愛知県学校給食会というところが、新しくシンチレーション・スペクトロメータというものを買いまして、今現在、毎月2品目ですね。小中学校、順番にやっておるんですけれども、総理大臣指示の17都県、ここで生産されました野菜を2品目こちらのほうに持ち込みまして、測定のほうをさせていただいております。それから、産地の公表ですね。これは特に今現在、指示してやっているというところはございません。

問（11） そうしますと、1カ月に1回、2品目ですけれども、日々の放射能測定というか、そういう点では、不十分ではないかなというふうに思いますけど、いかがですか。

答（学校経営） 今、そういった話ですけれども、一般的に流通している食品というのは、国だとか、県だとか、自主検査で、当然生産者のほうもやっていますので、安全を確保された上で流通されているという観点から、保護者の不安を払拭するために、今、やっている段階でございますので、

流通しているものにつきましては、安全が確保されているという認識で、給食のほうを実施いたしております。

問（１１） あと、毎月、放射能測定した分ですけれども、公表。この結果については、公表されてないということを使う、市民の声があるんですけども、市民の判断する場合に、こういう情報が、ちょっと少なすぎないかなというふうに思いますけれども、その点はいかがですか。お答えください。

答（学校経営） いままで検査した中で、ヨウ素とかセシウムですね。こういったものは、全て検出しておりませんので、あえて、こういったものを公表するということが、保護者の方の不安をあおるということもありますので、もし検出された場合には、当然、公表するということになります。

問（１１） 安心、安全という面では、ちょっと不安があるように感じますけれども。そういう点では、改善を、もう一つしていただきたいなというふうに思います。あと、学校給食の無料化ですけれども、岐阜県の岐南町も学校給食を無料化したということが、４月から無料化するということの報道がありまして、高浜市でも、やはり食の、給食、食育の点でも、材料、給食は、大変重要な教科書だということで始められるなど、また、少子化対策などで始められたそうですけれども、そういった考えは、食育という面では、いかがでしょうか。もう一度お願いします。

答（学校経営） 今、話に出ました、岐阜県の岐南町の場合でいきますと、人口増の施策によって、これは無料化したということでございますので、本市とはちょっと内容が全然違います。それから、無料化の関係ですけれども、学校給食は、大量発注ということで、その時点で負担が、既に軽減されているということ。それから、受益者負担の関係から無料化する考えはございません。

問（１１） わかりました。次にいきます。２１７ページの４項、１目、幼稚園維持管理事業なんですけれども、臨時職員の部分があるんですけども、フルタイムの臨時職員が、何名になっているのかお答えください。必要で

フルタイム働いてもらっているということであれば、やはり正社員になっ
てもらわなければならないかなというふうに思いますけども。これも合わせて
お伺いします。

答（こども育成） 幼稚園の臨職で、フルタイムの方ですけども、現在、
来年度は、4名雇用させていただきます。これは、4名は全て産休代替の
職員でございます。ですから、臨職を正規と言いますが、正規職員が、産
休で休まれるときのため、育休で休まれるときのための対応でございます
ので、私ども臨職は、必要だというふうに考えております。

問（11） やはり、余裕も少ないと保育もよくなるというふうに
考えますので、そういう点では、一人、二人と正社員がふえていくほうが
いいと思います。次には、227ページの6項、1目ですけども、健康診
断の部分ですけども。こういう、子供の健康診断の統計については、何か
されているのか、お願いします。健康診断の結果ですね。子供の児童生徒
の診断、診断結果を統計にしてあるのかどうか、お答えください。

答（学校経営 主幹） 毎年行います健康診断における数値につきましては
は、健康診断票というのが、準公簿として学校にありますので、そこに数
値は記載していきます。

1.1 款 災害復旧費

質 疑 な し

1.2 款 公債費

問（11） 231ページの1項、1目ですけども、公債費なんですけど
も、利子の最高のもの、最低のもの、元金の額、利子の利率、それから

額、償還の期間などお示してください。

答（財務） 利率の状況でございますが、昨年度の決算のときと変わっておりませんが、高いものでいきますと、6.6%のものが1件。低いものが、0.6%のもの、これが3件でございます。

問（11） 額と償還の期間はわかりますか。この場で。

答（財務） それぞれ申し上げますと、これの元金の額、残りの額でございますが、6.6%のものが、340万2,576円です。この償還期間までは、今、ちょっと手持ちに持ち合わせておりません。それから低いものでいきますと、0.6%のものが、1件が、235万円。それからもう1件が、483万6,000円。2,248万3,881円ということでございます。

問（11） この元金。少ない元金になってきてはおるんですけども、これ、借り換える予定とか、お願いしたいと思うんですけども、いかがですか。

答（財務） 繰上償還でありますとか、借り換えといったことにつきましては、行財政改革に資するということでなければ、認められないといったような部分がございますので、今、市としては、そういった状況にないというふうに御理解をお願いしたいと思います。

13款 諸支出金

質 疑 な し

14款 予備費

質 疑 な し

委員長 以上で、歳出についての質疑を打ち切ります。一般会計の歳入、歳出、全体につきまして質疑漏れはありませんか。

「質疑なし。」と発声するものあり。

問（１１） この前、退職金共済の減額の・・・

委員長 ページ数を。

問（１１） ページ数は、いろんなどころにあるというか、全体的な話なんですけども、職員の退職金が、退職手当が、４００万円減るということなんですけども、この退職手当組合について、ちょっと少し説明が欲しいなと思いますのでよろしくお願いします。どういうものかと、職員さんの部分の給料から引かれて、多分、その共済組合、職員手当共済組合のほうに支払われて、そこから退職金が払われるということなんですけども、それについて、ちょっと説明が欲しい部分がありまして、これは職員さんの士気にもかかわるようなことなもんですから、よろしくお願ひしたいなと思います。

委員長 ただいまの発言は、質疑の範囲を越えていますので、御注意ください。

「越えていないよ。」と発声するものあり。

問（１３） 質疑漏れで、２３１ページの公債費のところ、一借といいますか、一時借上金の利子が、２０万円載っておりますが、これは利子だけ載っていて、上のほうに載ってませんが、償還のほうに載っていません

けども。計画の部分、これ載せないんですかね、いつも。金額がわからないので。一時借上金というのは、そういうことなんですかね。

答（会計管理者） 一時借入金というのは、例えば、一般会計、特別会計が不足した場合、企業会計のほうから借りるということで、その場合は、元金は返すものですから、あと余分な利息だけ、計上していると思います。

委員長 質疑もないようですので、以上で、議案第22号の質疑を終結いたします。本日の日程はこれをもって終了し、明日は、午前10時より再開し、議案第23号に対する質疑からお願いいたします。本日は、これにて散会いたします。長時間、御協力ありがとうございました。

散会：午後 4時22分